

弘前藩の刑法典 (九) — 寛政律 —

付 『要記秘鑑』三十三 (二)

橋本久

目次

はじめに

一 安永律 [第六号]

付1 『御刑罰御定』(安永律) [第十三号]

二 寛政律

(一) 『御刑法書之写』 [第七号]

(二) 『寛政律』(その一) [第八号]

(三) 『寛政律』(その二) [第十二号]

(四) 『寛政律』(その三)

付2 『隠商過料定牒』

付3 『人別方御用取扱條例』

『人別調方取扱條例』 [第十三号]

(五) 『寛政律』(その四)

補訂1 『藩法史料集成』所収「弘前藩御刑法牒」

[第十四号]

(六) 『寛政律』(その五)

付4 『諸取引御觸書』『公義御書付留』『公義御觸書留』

付5 (参考) 『公事訴訟取捌』 [第十五号]

(七) 『寛政律』(その六) [第十七号]

付6 『要記秘鑑』三十三 [第十七号以下]

(八) 『寛政改正御刑法帳』 [本号]

(九) 以下

三 文化律

二 寛政 法律

(六) 『寛政改正御刑法帳』

凡例

- 一 高塩 博氏所藏万延二年筆写本を用いた。
- 一 字体、字配り等については、できる限り原本に従うが、漢字は正字・当用漢字に改めたところが多く、変体仮名は一部に原漢字のポイントを下げて代用したところもある。異体字の例として、たとえば候などは「侯」のままとした。
- 一 原本の塗抹された判読可能箇所は、左に「」を付した。
- 一 原文の行末が次行に及んだ場合は、行末を示すために「」を加えた。
- 一 便宜上、各条ごとに1・2・3…等の数字を付した。ただし18・21は省く。他本との対応関係を示すために「(一)」(二)」(三)」…を適宜付した。
- 一 他に適宜書き加えた箇所は「」で示した。
- 一 原本には見られないが、各項の前を一行ずつ空けた。
- 一 原本の丁数および表裏を各終行末に「」で示した。
- 一 京大本にみられない文等の冒頭に※を付した。



(縦 23.8cm, 横 16.7cm)

※ 目録

- 〔一〕^{以下同} 戸ノ
- 〔二〕 鞭刑
- 〔三〕 同追放
- 〔四〕 徒刑
- 〔五〕 死刑 贖刑
- 〔七〕 一 五逆之事
但悪逆不道大不敬不孝不義
- 〔八〕 一 老幼癡疾之事
- 〔九〕 一 科人首徒(マ、)可分事
- 〔十〕 一 一人ニ而二罪有之事
- 〔十一〕 一 五軒組合列坐ニ可及ケ条之事
- 〔十二〕 一 科人自身申出候者之事(マ、以下同)

- 〔十三〕 一 親族〔は〕を隠し御用捨之事
- 〔十四〕 一 親族軽重之事
- 〔十五〕 一 罪可減者累減を得侯事
- 〔十六〕 一 婦人犯罪之事
- 〔十七〕 一 不義之財物取捌之事
- 〔十八〕 一 同類之内出奔片口相成侯者之事
- 〔十九〕 一 罪科加〔減、増〕之例
- 〔廿〕 一 關所之事
- 〔廿一〕 一 取押物之事
- 〔廿二〕 一 人を謀而殺侯者之事
- 〔廿三〕 一 謀而親を殺侯者之事
- 〔廿四〕 一 親族之謀殺侯事
- 〔廿五〕 一 謀而主人を殺侯者之事
- 〔廿六〕 一 姦因而夫を殺侯者之事
- 〔廿七〕 一 一家三人を殺侯者之事
- 〔廿八〕 一 頭分之者謀殺致侯者之事
- 〔廿九〕 一 咒詛毒藥之事
- 〔卅〕 一 打擲〔ヒ〕て人を殺侯者之事
- 〔卅一〕 一 怪家〔マ、イ〕ニ而人を殺侯者之事
- 〔卅二〕 一 夫有罪之妻妾殺侯者之事

〔一才〕

- 〔卅三〕 一 人を過而死を致侯者之事
- 〔卅四〕 一 人殺之者内濟致侯者之事
- 〔卅五〕 一 喧嘩打擲〔ヒ〕る底之輕重を以罪迎侯事〔マ、イ〕
- 〔卅六〕 一 喧嘩〔ヒ〕ふて双方底有無の事〔後補朱〕
- 〔卅七〕 一 療治之事
- 〔卅八〕 一 勢を以人縛打擲致侯者之事
- 〔卅九〕 一 下人主人を打擲致侯者之事
- 〔四十〕 一 妻妾夫を打擲致侯者之事
- 〔四一〕 一 兄弟之打擲之事并伯叔父姑祖父母子孫等
- 〔四二〕 一 師匠を打擲之事
- 〔四三〕 一 父祖人ニ被打擲其子孫返打侯事
- 〔四四〕 一 竊盜之事
- 〔四五〕 一 御城中え入盜之事
- 〔四六〕 一 自分預物私曲致侯者之事
- 〔四七〕 一 御藏之財物盜取侯者之事
- 〔四八〕 一 強盜之事
- 〔四九〕 一 白益人〔ヒ〕之物を檢棄侯者之事〔マ、イ〕
- 〔五十〕 一 馬盜之事
- 〔五一〕 一 盜和之事
- 〔五二〕 一 流失流水盜揚之事

〔二才〕

〔一才〕

料

資

〔五二〕	田野之穀物盜取侯者之事	〔五三〕
〔五三〕	夜中無故人之家へ入侯者之事	〔五四〕
〔五四〕	盜人之宿致侯者之事	〔五五〕
〔五々〕	入墨を抜取侯者之事	〔五七〕
〔五六〕	謀書謀判致侯者之事	〔五八〕
〔五七〕	役人を似せ侯者之事	〔五九〕
〔五八〕	似金銀造侯者之事	〔六〇〕
〔五九〕	狂法 <small>（狂）</small> 賄賂之事	〔六一〕
〔六十〕	不狂法賄賂之事	〔六二〕
〔六一〕	坐贓之事	〔六三〕
〔六二〕	賄賂を行侯者之事	〔六五〕
〔六三〕	賄賂約諾之者之事	〔六四〕
〔六四〕	茂合取立致私曲侯者之事	〔六六〕
〔六五〕	隱田畑之事	〔六七〕
〔六々〕	田方實入之事	〔六八〕
〔六七〕	田畑之押領之事	〔六九〕
〔六八〕	御收納遲滯之事	〔七〇〕
〔六九〕	内借之事	〔七一〕
〔七十〕	訴狀手越ふ差出侯者之事	〔七二〕
〔七一〕	無名之訴狀之事	〔七三〕

〔七二〕	不実之事致訴狀侯者之事	〔七四〕
〔七三〕	親族相訴侯者之事	〔七五〕
〔七四〕	子孫父母之教ふ背侯者之事	〔七六〕
〔七五〕	訴狀之腰推致侯者之事	〔七七〕
〔七六〕	強訴之事	〔七八〕
〔七々〕	隠津出之事	〔七九〕
〔七八〕	隠荷揚之事	〔八〇〕
〔七九〕	隠商賣之事	〔八一〕
〔八十〕	博奕之事	〔八二〕
〔八一〕	御用事を頼合致侯者之事	〔八三〕
〔八二〕	人之罪を軽重致侯者之事	〔八四〕
〔八三〕	失火之事	〔八五〕
〔八四〕	御觸ニ背侯者之事	〔八七〕
〔八五〕	不可為義を致侯者之事	〔八八〕
〔八六〕	科人手向致侯者之事	〔八九〕
〔八七〕	科人出奔之事	〔九〇〕
〔八々〕	科人隠侯者之事	〔九一〕
〔八九〕	私ニ升秤造侯者之事	〔九二〕
〔九十〕	御関所忍通侯者之事	〔九三〕
〔九一〕	立掃者之事	〔九四〕

〔四ウ〕

〔三オ〕

〔四オ〕

〔三ウ〕

〔九二〕一 馬札紛失の事

〔九五〕

〔九三〕一 姦淫之事

〔九六〕

〔九四〕一 僧尼犯姦之事

〔九七〕

〔九五〕一 相對死之事

〔九九〕

〔九六〕一 下人家長之妻妾を姦候者之事

〔九八〕

〔九七〕一 隱遊女之事

〔一〇〇〕

以上

〔五〇〕

覺

此度御刑法御改^改被仰付候ニ付沙汰仕
候所歴代之刑法を致損益相立候

義不付律の輕重宜義理^もと^も不^正ま^す

く御坐候えとも當時于比^心宜^心候得ち

一体律重く御坐候間明律^い不^いて^い咎罪^い不

相當り部ち大方當時戸^い不^いて^い相濟

候振合不御坐候て猶又刑法も違ひ

候間其^い不^いて^い難用依之當時通例の

刑名を以明律の格不随ひ差等相立專

其義理^よ不^よて^よ輕重相分申候尤右の

内公儀御定不相拘り候義ち是までの

〔五ウ〕

御法不て俄不輕重難相成分ち同与

沙汰仕り斟酌加減仕候間此末御刑法御

沙汰御下ケの節若此度相立候ケ条の

内不洩候義御坐候ても右の趣を以

明律を参考致罪の輕重無之様被

仰付候様奉存候則此度相立候御刑法

名目と明律刑名の相當の差と左不申

上候

※

伴 才助

吉澤庄大夫

菊池寛司

赤石安右衛門

〔一〇一〕一 戸^い不^いて^い明律咎刑^い

一 五日 十

一 十日 廿

一 十五日 三十

一 廿日 四十

一 卅日 五十

一 鞭刑 同杖刑

一六九

〔六ウ〕

〔六オ〕

料

資

一	三	六 ^(マ)
一	六	七十
一	九	八十
一	十二	九十
一	十五	一百
一	鞭刑追放	明律徒刑
一	十八所拂	一年六十 ^(マ)
一	廿一 三里	一年半杖七十
一	廿四 五里	二年杖八十
一	廿七 七里	二年半杖九十
一	三十 十里大場御擣	三年杖一百
一	徒刑	明律流徒
一	半年鞭三十	二千里杖一百
一	一年鞭三十	二千五百里杖一百
一	一年半鞭三十	三千里杖一百
一	死刑	明律死刑
一	斬	絞
一	獄門	斬 秋後
一	火刑	

火刑も火付を極て重科不相立候公儀御定

〔七才〕

不付明律相當無

斬即決

〔七才〕

※御刑法御定

定例

御刑法名目

〔米〕
一戸メ五

※ 点羽戸メ之儀是迄る日救幾日相成候間御免被

仰付候様申上候得とも已来幾日戸メ被 仰付

候様不と日救を記申上候義寛政八辰年八月

1 戸メ

五日 十日 十五日 廿日 三十日

但子兄弟或も奉公人之類戸メ難相成者

も右之日救の通過料人夫或も一日六十

文積を以て過料錢差出せ候事

〔八才〕

〔米〕
二二 鞭刑五

2 鞭三 同六 〔同〕 九 十二 十五

〔米〕
三三 鞭刑追放

3

鞭十八所拂 門廿一三里 門廿四五里

門廿七里 門卅十里大場御搦

但追放る鞭十八以上不候得とを其罪の

子細ふとり難差置者も鞭数不不拘

所拂可致事

〔米〕
〔四〕徒刑三

4 徒半年鞭三十 門一年鞭三十

門一年半門三十

但徒刑の者も銅鉾山え差遣し鞭刑

の上限の通苦使可致事

〔米〕
〔五〕死刑四

5 斬 獄門 磔 火刑

〔米〕
〔六〕贖刑

6 鞭三 過料三貫六百元

同六 門四貫二百文

門九 門四貫八百文

門十二 門五貫四百文

〔九オ〕

〔八ウ〕

門十五 門六貫文

門十八 門拾二貫文

門廿一 門十五貫文

門廿四 門拾八貫文

門廿七 門二十一貫文

門三十 門廿四貫文

徒半年 門三十貫文

門一年 門卅三貫文

門一年半 門卅六貫文

死刑 門四十二貫文

右過料も老幼癡疾の類刑不可行も

のならむ過ふて人を殺或も疵付候類

も相當の過料にて罪を贖可申事

7 一 過料の者もし貧困にて上納難相成

者も銅鉾山え差遣一日六十文の積

を以て夫役不使ひ可申事老幼癡

疾の類夫役

点羽夫役不を難相成者も其身窄舎の上

一年或も二年にて用捨可致事

〔九ウ〕

料
「七」五逆之事

8 一 惡逆

祖父母父母を打擲致或ち殺んと謀り

〔二〇オ〕

資
ならむ伯叔父姑兄弟姉母方の祖父母

を殺し夫を殺し候者の事

※ 点羽一書ふ兄姉とまきあり

9 一 不道

一家の内死罪ふあらさば者三人を殺し

ならむ人の支體をきりほときむま

く切害致し候者の事

10 一 大不敬

御宗廟御飭物ならひ御召をのどを盗

取候者の事

11 一 不孝

祖父母父母の事を訴或ち悪口し父母

の扱不亘難洩せしむほ者の事

12 一 不義

支配の者頭分の者を殺し弟子として

師匠を殺し候者の事

〔二〇ウ〕

料
「八」老幼癡疾之事

13 一 歳七十歳以上十五歳以下ならひ癡疾の

者死罪以下贖ふて用捨可致事八十歳

以上十歳已下死罪を犯し者も

上聞の上時御宜沙汰可被仰付候事

盜賊ならむ人ふ疵付候者も贖を出

させ可申事其余の罪も御擯無之

九十歳以上七歳以下ち死刑ふを刑を

不可加候事

但罪を犯し候節未老幼癡疾ふを

無之候得共事顯せ候せり老疾ニ

候えち老疾を以て沙汰可致事

幼少のせり犯し壮年ふ至り顯連

候せり幼少の例を以沙汰可致事

癡疾之事惣て人事ふえり候

片輪病人を言也馬鹿乱心の類を癡

疾と可致事

〔二一ウ〕

14 一 癡疾之事惣て人事ふえり候

片輪病人を言也馬鹿乱心の類を癡

疾と可致事

盜賊ならむ人ふ疵付候者も贖を出

させ可申事其余の罪も御擯無之

九十歳以上七歳以下ち死刑ふを刑を

不可加候事

但罪を犯し候節未老幼癡疾ふを

無之候得共事顯せ候せり老疾ニ

候えち老疾を以て沙汰可致事

幼少のせり犯し壮年ふ至り顯連

候せり幼少の例を以沙汰可致事

癡疾之事惣て人事ふえり候

片輪病人を言也馬鹿乱心の類を癡

疾と可致事

〔二一ウ〕

15 一 二人以上申合犯罪のせりち其内趣意

科人も首従を可分事

盜賊ならむ人ふ疵付候者も贖を出

させ可申事其余の罪も御擯無之

九十歳以上七歳以下ち死刑ふを刑を

不可加候事

但罪を犯し候節未老幼癡疾ふを

無之候得共事顯せ候せり老疾ニ

候えち老疾を以て沙汰可致事

幼少のせり犯し壮年ふ至り顯連

候せり幼少の例を以沙汰可致事

癡疾之事惣て人事ふえり候

片輪病人を言也馬鹿乱心の類を癡

疾と可致事

〔二一ウ〕

相企候者も首と致候事其余も從と致し候事

徒〔一七〕の者も首とり罪一等を可滅事尤

本文も同類不殘と有之も首徒〔一七〕の差別無之事

〔一六〕一人もて二罪有之事

16 一 九二罪共不顯を候せしも重きその

一ヶ条を以て罪を定候事若一罪先

不顯を既不刑を加え候後外の罪

顯を候せしも輕きものならむ同等

の科も御沙汰も不及若誣〔一六〕不顯不

顯を候科重候も、沙汰直し前

罪の鞭〔一六〕差引殘鞭〔一六〕絞斗刑を加候こと

〔一七〕五軒組合連坐不可致ヶ条之事

17 一 隠田 隠津出 盜竊 博奕之宿

隱賣買

右ヶ条の内罪を犯し候者組合の者も

本人の罪も相當を以過料も直し組

〔一七ウ〕

合四軒とり差出せ候事但組合四軒も不滿者も四軒の割合を以不足分も用捨の事

〔一八〕科人自身申出候者之事

22 一 惣して悪事致候者の事未顯〔一八〕を已前

自身申出たて其罪御用捨被

仰付候事但人を疵付或も物ふとり

不可償品ならむ姦通の類不可許

23 一 竊盜或も手段〔一八〕もたて人の財物をと

其後過を悔ひ候て自身と本人え返

し候者も上も申出と同前其科可許こと

〔一九〕親族も罪を隠し候てを御用捨の事

24 一 父母兄弟伯叔父姑夫婦の間罪有之相

隠し候てを御咎無之事但其事洩

逃去もむほ共不可罪事家来主人

の為不隠しを是又同然之事其外

妻の父母娘の智夫の兄弟相隠候せ

し平人とり罪三等を減可申事

〔一九ウ〕

〔一九オ〕

料

〔朱〕
〔十四〕親族軽重の事

25 一 本文に祖父母と有之も高祖曾祖同様の事

の事孫と有之も曾孫玄孫同様の事

嫡孫〔忠〕組も父母と同様嫡母養母も実

母同様の事

資

〔朱〕
〔十五〕罪可減者も累減を得は事

26 一 縦えも罪を犯し候者首と従と有之時其従の者も罪一等を減候上其を

の外不可減子細有之時も又幾等を

段々減可申事

〔一三ウ〕

〔朱〕
〔十六〕婦人犯罪之事

27 一 婦人の犯罪も鞭十五ふ不可過鞭十五

以上ふ相當候せし十五鞭切りふて

残は救も過料ふて罪を贖可申事

28 一 婦人の鞭刑も襦半の上とり打可申

事但姦淫の類も衣を去直ふ打可

申事竊盜の類も入墨可許事

〔一四オ〕

〔朱〕
〔十七〕不義財物取捌之事

29 一 財物の上ふて罪を犯し候者本人相

手共ふ罪有之時を其財物没納可致

事若相手方有罪本人罪無之時も

其財物本人へ返候事

30 一 財物の没納可致物ならむ本人へ可相

返その既ふ費し用候え、贖可令出

候事若科人身死候て品をの費用

候せし取立ふ不及候事

〔朱〕
〔十八〕同類の内出奔有之片口ふ相成候者之こと

31 一 同類の内一人も出奔致し一人召捕候せ

し其者出奔致し候者を本人の旨申

出別ふ證人無之時も其者も従と致せ

刑を加え可申事其後出奔致し候

者を召捕候て糺明致し候せし

取初の者本人ふ相違無之候え、則

首と致し殘刑を可加事

〔朱〕
〔十九〕罪科加減の例

〔一四ウ〕

32

一 加とち本罪の上へ猶加えて重く致し
候事減と言ち本罪の上へ猶減て軽
く致し候事但減候せしめ四段の死
罪三段の徒各一等と致し減候事
鞭刑ふ至りてち三段宛の一等を減
可申事加え候せしめ一段毎ふ一等
と致し候事猶加罪ち徒一年半鞭

〔二五オ〕

※

二十限ふて死ふ不可入加えて死ふ
可入者ち其ケ条ふ其訳有之事
点羽一書ふ鞭三十と有之

〔朱〕
一廿 闕所之事

33

一 闕所の事鞭三十以上専利欲ふ抱り候

科る其利欲軽重ふとり田畑或ち

家屋敷家財ハ闕所可申付事 重

罪ふを利欲ふ不抱者ち律のケ条

出候外ハ闕所不可致事

〔二五ウ〕

〔朱〕
一廿一 取押物之事

34

一 惣而禁を犯し物を取候義其懸合

役筋の者ふ無之候えち其品取押候

者え被下候事其役筋ふて取押候

えち押物多少ふとり御賞被下置

其品も没納可致候事

人命

〔朱〕
一廿二 人を謀而殺候者

35

一 宿意を以謀て人を殺候者其張本人

ち獄門加擔手傳致し候者ち斬罪

加謀斗ふて手傳不致者ち徒一年

半鞭三十

〔二六オ〕

〔朱〕
一三六 欠

37

一 謀殺候事行候えち疵付不申とち

張本人ち鞭三十加擔手傳の者ち鞭

十五

右の張本人〔朱〕緘えち其場ふ不臨共殺候

せし其身手ふ懸殺同然疵付候せし

ち手ふ懸疵付候同然の事加擔の

者ち其場ふ不臨候えち其場ふ臨候

ちのとり罪一等を可許事

料

39 一 君因の財宝を取候えり強盜之律不

〔一六ウ〕

隨ひ張本人加増の差別無之不殘磔但同

行の内不てを財を分多不申候えり

資

謀殺の律不て捌候事

〔未〕
〔廿三〕 謀而親を殺候事

40 一 謀て親を殺し候者男女不不限肆し

の上鋸引婦人夫の父母殺を同然

但鋸引の者も罪の次第建札致於往

來道路肆し候事三日往來の者勝

手次弟鋸引致させ右日限相濟候

まで鋸引致し候者無之せり

〔一七オ〕

41 一 弑逆の事既不行候えり緘え疵付

不申共磔

42 一 親類の者妻子不殘遠放家屋敷

家財闕所但子不てを別居の者も

御用捨の事

43 一 親殺の者於自殺も死體塩漬の上磔

〔未〕
〔廿四〕 親族之謀殺

44 一 祖父母を殺さんと謀既不行候者も

獄門殺候之も磔但母方の祖父母同

様の事

※ 点羽引廻の上磔

45 一 婦人夫の父母夫を殺候を右同様の事

※ 点羽一書不夫の祖父母と有之

46 一 伯叔父姉姉を謀殺既不行候えり徒一

年鞭三十疵付候えり獄門殺候えり

磔

〔未〕
〔廿五〕 欠

48 一 伯叔父姑の甥姪を謀殺致し兄弟の弟

妹を謀殺候者も斬罪

点羽 祖父母父母子孫を謀殺致し候者

解死人不不及徒一年半鞭三十

〔未〕
〔廿五〕 謀而主人を殺し候者

49 一 謀て主人を殺し候者も男女不限

肆し者鋸引疵付候えり凡て子の父

母不對し候と同様の事

〔一八オ〕

〔一七ウ〕

50

一 下人他の主人を殺し候者磔但下人主人より暇出し外奉公致まありあり〔か〕
本の主人殺し候他の主人殺候と同様之事

〔朱〕
「廿六」 姦不因て夫を殺し候者

51 一 妻妾他人と姦通致し因て夫を殺

し候者引廻しの上襟姦夫も獄門若男の手段而已不て女其謀知らぬといえ共女も斬罪又女の手段斗不て男其謀不知時も唯姦夫の刑不一等を加えて罪不行候事

〔一八ウ〕

52

一 妻妾人と姦通致し候を現在姦通の所不て見届則時不殺候者も御咎もせなし候事〔つゝ〕

若其場を立去候後訴を無之擅不殺し候者も喧嘩不て人を殺候と同様の事

〔朱〕
「廿七」 一家三人を殺候者

53

一 一家の内非死罪人の三人を殺並人の支體を切ほときむよく殺害致し候者引廻しの上襟家財闕所死者の家へ被下候事妻子も遠追放加談〔た〕ふし候者手傳致候者共不獄門但追放の事別居の子も御用捨の事

〔一九オ〕

〔朱〕
「廿八」 頭分之者謀殺致し候事

54 一 支配の者頭分の者殺さんと謀既不行候えも徒半年鞭三十疵付候えも斬罪殺候えも磔

〔朱〕
「廿九」 咒詛毒藥

55 一 咒詛調伏を以て人を殺さんと謀者も謀殺の律を以罪不行候事若唯人を苦〔ど〕んと謀候者も二等を減候事毒藥用候を同様の事毒藥を買未用者も鞭三十其事を知り藥を賣候者同罪不知時も御咎無之

〔一九ウ〕

料

〔卅〕打擲ふて人を殺候者

56 一 元とり巧ふて殺候心をも無之一時の喧嘩

打擲ふて人を殺候者も斬罪尤相手

資

の方理不尽の致方ふて不得止事於切

害も相手の親類名主談議〔詮〕の上被殺

候者平日不法者も相違無之候え、

死罪二等を減可申事

〔二〇オ〕

57 一 同謀て人を打擲致し因て死ふ至

り候えも急所〔疵〕の疵を得させ候者

を解死人ふ可致事但取初事を企

候者も徒一年半鞭三十余の人も何

せ鞭十五

〔二二オ〕

〔卅〕怪我ふて人を殺候者

58 一 怪我ふて人を殺し候或も疵付候者打

擲の律ふ因て贖を取其者え被下置

候事

59 一 途中馬車ふて人を過候者緩急の事も

せなく者怪我を以て沙汰可致事を

し不慎の儀於有之ち打擲の律を以刑を

〔二〇ウ〕

一七八

可加事

60 一 危き仕業を致し因て人を殺し候者贖

ふも難相成打擲の律を以て刑を加え

可申事

61 一 喧嘩ふて因て傍の人を殺し疵付候者

喧嘩ふて人を疵付候と可為同前事

62 一 若又強て人を殺さんとして過て別人

を殺し疵付候者も謀殺を以て沙汰

可致事

〔卅〕夫有罪之妻妾を殺し候者

63 一 妻妾夫の祖父母父母を打擲ふとり其夫

打之因て死ふ致り候えも御構無之をし

又強て擲ふ殺し候得も鞭十五但外の罪

ふもとり打殺候得も可為解死人事

64 一 夫妻妾を打擲或も罵ふ致候ふとり其妻

妾自害候者不及御沙汰事

但重き疵を負も候せりも夫妻妾を打

擲の律ふ依て沙汰可致候事

〔朱〕 卅三 人を逼て死を致し候者

65 一 事不依て人を逼り其人自殺致候者鞭

十五並金貳兩を出さし死死者の家

え被下置候事をし姦を行ひ盜を致

し候も他人を逼り死を致候者も獄

門

〔朱〕 卅四 人殺之者を内濟不致し候者

66 一 祖父母父母のゑ殺不殺さ其子孫内濟

致し候者徒一年半鞭三十五夫被殺候

て内濟致候も同然伯叔父姑兄姉も二等を

減可申事若子孫人のゑ殺不殺被殺祖父

母父母内濟致し候者鞭九常人の内も

としも鞭三

〔二三オ〕

67 一 内濟の為賄を取候者も錢の高を以て

竊盜不準ス重き方不て沙汰可致事

但父母殺さし賄を取り候も死罪

一 同居或も同行の人初とり其人を謀て害

せんともは事乍存不留者並殺さし

侯の門不訴者鞭十五

〔朱〕 卅五 打擲

69 一 喧嘩打擲も疵の輕重を以て罪を迎接

事

一 手足或も外の物を以打擲致し候者戸

メ十五日底付候得も戸メ廿日

但打候所不破とを青赤不腫候を疵と

定を候事

70 一 血鼻口の内とり出或も内損血咄候者鞭九不

淨の物を以て人の頭面を汚候者右同斷

71 一 齒一枚手足の指一本を折一目を傷ならむ耳

鼻を傷候者鞭十五湯火を以て人を傷

者不淨を以て人の口鼻不入候を同様の

72 一 齒貳枚指二本以上を折候者も鞭十八

73 一 人の骨を折並兩目を傷メ或も婦人の胎を

墮し並一切の刃物の切底も鞭二十四兵

74 一 簀不てを柄を打候も刃物不無之事

75 一 手一本足一本を折一目を潰候者も鞭三十

一 兩手足を折或も兩目を潰し或も持病

ホ有之所因て癩疾不至らむむゆ者

並人の陰陝を傷候者徒一年半鞭三

十右科人家財半分を以て疵を得候

〔二三ウ〕

〔二三オ〕

者え被下候事

右条々の科人大勢ふて犯候せし其内底

付候者を重罪ふ致し候事本趣意

企候者も底付不申共其次の科ふ申

付候事但底を得候者若死ふ至り候

えも同行の内人を殺し候せし不溜の

律ふ依て鞭十五

〔朱〕〇喧嘩ふて双方底有無の事

76 一 喧嘩ふて双方底を得候せし双方の底

相殴底の軽重ふて罪を定む候事尤

跡とり手を下し理直き方より二等を

減可申事

〔二三四ウ〕

〔朱〕
「卅六」 底療治之事

77 一 底を蒙り候者日限を立打擲の者とり

療治致さしむ〔ハキ〕事日限の内死

候えも打擲の者可為解死人事若日

限の内ふてを底平愈致し候断差出

候のい余病ふて死候えも只打擲の

罪を可加事

〔二四オ〕

78 一 指一本を折以上の底日限の内療治候て

平愈致し候えも罪二等を可減日限

満日まで平愈無之者より右の本律を

相用ひ候事尤婦人破産並病氣平愈

ふてを痼疾〔マ〕ふ至らる罪減申間敷事

79 一 手足其外の物ふて輕き打底も二十日限

金創火毒も三十日切手足を折骨痛も

婦人の墮胎も五十日

〔朱〕
「卅七」 勢〔勢〕ひを以て人を縛打擲致候者の事

80 一 争論ふ依て人を縛り打擲致し或る於

私家人を押籠〔籠〕をふ致し候者鞭九

若底重く内損吐血以上ふ致り候えも平

人打擲とり二等を加え可申事尤自

分手を下し不申共差圖致し候をの

本罪ふ可致候事差圖を受手を下

し候者一等を減可申事

〔二四ウ〕

〔朱〕
「卅八」 下人主人を打擲致し候者の事

81 一 下人として主人を打擲致し候者獄門死

不_レ至_リ候_エル_レ鋸引_レ輕_レ我_レ不_レて殺_レ候_得ル_レ
斬_レ罪_レ怪_レ我_レ不_レて疵_レ付_レ候_エル_レ徒_一年_半
鞭_三三十

82

一 主人_下人_レを打_レ擲_レ致_シ候_者輕_キ疵_ヲ
不_レ及_ビ御_{沙汰}事_レ打_レ傷_レ以上_ノ疵_ヲ平_人打_レ
擲_レと_リ四_等を減_可申_事死_不至_リ
候_得ル_レ鞭_三十八_怪我_レ不_レて殺_レ候_エル_レ御_{沙汰}不_レ及_ビ候_事

〔二五オ〕

〔卷〕
「卅九」妻_妾夫_レを打_レ擲_レ致_シ候_者の_事

83

一 妻_夫を打_レ擲_レ致_シ候_者鞭_三十五_打傷_レ已_上
の疵_ヲ平_人と_リ三_等を_加え_可申_事一
目_を潰_シ候_{以上}斬_レ罪_レ死_不至_リ候_エル_レ疵_ヲ

84

一 若_妻夫_並妻_レを打_レ擲_レ致_シ候_得ル_レ又
一_等を_加え_可申_事死_不至_リ候_エル_レ疵_ヲ

〔二五ウ〕

尤_加ほ_その_ヲ加_へて死_不入_候事

一 夫_妻を打_レ擲_レ致_シ候_者打_レ痛_{以上}不_レあ_ら
さ_む御_{沙汰}不_レ及_ビ事_右已_上平_人の_律不_レ二_等を減_可申_事死_不至_リ

85

一 夫_妻を打_レ擲_レ致_シ候_者打_レ痛_{以上}不_レあ_ら
さ_む御_{沙汰}不_レ及_ビ事_右已_上平_人の_律不_レ二_等を減_可申_事死_不至_リ

86

候_エル_レ斬_レ罪_レ妻_レを打_レ擲_レ致_シ打_レ傷_レ以_上
不_レ至_リ候_エル_レ又_二等_を減_可申_事
死_不至_リ候_得ル_レ鞭_三三十_妻の_妾を打_レ
擲_レぬ_し候_エル_レ夫_の妻_レを打_レ擲_レ致_シ
と_同様_ノ事_怪我_レ不_レて殺_レ候_エル_レ其_證
據_分不_レ於_テ不_レ及_ビ御_{沙汰}候_事

〔二六オ〕

〔卷〕
「四十」兄_弟之_レ打_レ擲_レ之_レ事

87

一 弟_並妹_{として}兄_姉を打_レ擲_レ致_シ候_をの_ヲ
鞭_三二十七_疵付_候得_ル鞭_三三十_打傷_ヲ徒_一
年_半刃_傷及_手足_を打_一目_を潰_候已_上

斬_レ罪_レ死_不至_リ候_エル_レ獄_門伯_叔父_姑を

打_レ擲_レ致_シ候_者同_様の_事怪_我不_レて殺_レ

或_レ疵_付候_者本_殺傷_ノ罪_不二_等を

減_可申_事尤_贖不_ル難_相成_候

88

一 兄_姉の_身として弟_妹を打_レ擲_レて殺_伯

叔_父姑_の甥_姪を打_レ擲_レて殺_候ル_鞭三十

怪_我不_レて殺_證據_分明_不於_テ不_レ及_ビ御_{沙汰}候_事

〔二六ウ〕

89

一 子_孫として祖_父母_{父母}を打_レ擲_レ致_シ候_者

並妻として舅姑を打擲し候者獄
門死_不至り候えら_る鋸引怪我_不て殺候
得_ら斬罪

90 一 祖父母父母子孫を打擲_不て殺し候者鞭十

五繼母_ら一等を加え可_レ申事但_{子孫}祖父母父母
を罵り或_ら打候_不もり依_レ之_レ打擲致し
死_不至り候得_ら不及_レ御沙汰怪我_不て
殺し候_を同様の事

〔_朱〕四一 師匠を打擲致し候者の事

91 一 師匠を打擲致し候_をの平人_不二等を加
え可_レ申事殺候者_ら磔

〔二七〇〕

〔_朱〕四二 父祖人_不被_レ打擲其子孫打返候

者の事

92 一 祖父母父母人の_を打擲せら_る其子

孫救候_為返打候者輕_き疵_ら御沙汰_不
不及_レ打傷以上_不至り候え_ら平人打擲_と
り三等を減可_レ申事死_不至り候え_ら

定法の通り可_レ為_レ下手人事

〔_朱〕〇 盜賊

〔_朱〕四三 竊盜

93 一 盜致し候者入墨の上盜取候高_不應

し輕重罪科可_レ行事

定

一 十貫以下 入墨鞭三

一 十貫以上 同六

一 廿貫以上 同九

一 卅貫以上 同十二

一 四十貫以上 同十五

一 五十貫以上 同十八

一 六十貫以上 同廿一

一 七十貫以上 同廿四

一 八十貫以上 同廿七

一 九十貫以上 同三十

一 百貫以上 徒半年 同三十

一 百十貫以上 同一年 同三十

一 百廿貫以上 同一年半 同三十

一 百卅貫以上 斬

但從の者_ら死罪一等を許候事

〔二七ウ〕

〔二八オ〕

右錢高を以て罪の輕重を定む候義盜取

候品幾人ふてを分候てを分別の高不

不抱盜取候本高を以て一人毎ふ罪を加え

候事尤徒の者ら一等を減可申事但一時

ふ救家不於て盜取候せし其内只一家の

財多高を罪と定む候事米穀ふら時の直

段を以て錢不直し品物直打致させ錢

不差積可申事

〔二八ウ〕

94

一 盜ふ入り候者財物を取不申候得ら鞭三

入墨許し但人之土藏を破り或も盜ふ入り

候次第ふとり大盜ふ紛無之候とら財物

ふ不抱入墨鞭三十

95

一 入墨の儀腕え廻し幅三步程入墨可致尤初

度も右腕え彫り二度目も左え彫り三度も

及候えら多少ふとらに斬罪

〔朱〕

一四〇 御城中ふ入盜致候者の事

一 御城中え忍入盜致し候者も獄門

但寛政十一未年四月表坊主棟方嘉林病屈

ふて 御城え紛入候ふ付死罪一等を許

〔二九オ〕

徒刑不被 仰付候例

〔朱〕

一四五 自分預物を私曲致し者の事

一 御預の物を私曲盜取候者〔マ、イ〕箇從差別無之

盜取候錢高を以て罪を定む候事尤

幾人ふてを分候てを分別の高ふ不抱

盜取候本高を以一人毎ふ罪を加候事

定

一 二貫五百文以下

入墨 鞭九

〔二九ウ〕

一 二貫五百文以上

〇十二

一 五貫文已上〔マ、イ、以下同〕

〇十五

一 七貫五百文以上

〇十八

一 十貫文以上

〇廿一

一 十二貫五百文以上

〇廿四

一 十五貫文已上

〇廿七

一 十七貫五百文以上

〇三十

一 二十貫文以上

徒半年

〇三十

一 二十五貫文以上

〇一年

〇三十

一 三十貫文以上

〇一年半

〇三十

一 四十貫文以上

死罪の代徒二年

〇三十

〔三〇オ〕

料 ^{〔朱〕}「四六」御藏之財物盜取侯者の事

98 一 御藏の財物を盜取候ならむ御藏廻り〔マ、シ〕の差

共御藏の財物を致私曲侯者首徒〔マ、シ〕の差

別無之盜取侯錢高を以罪を定め候こと

尤幾人亦て分侯ても分別の高ふ不抱

盜取候本高を以罪を加え候事尤一人

每ふ罪加え候事

定

- 一 五貫以下 入墨 鞭 六
- 一 五貫以上 〇 九
- 一 十貫以上 〇 十二 ^{〔三〇ウ〕}
- 一 十五貫以上 〇 十五
- 一 二十貫以上 〇 十八
- 一 二十五貫以上 〇 二十一
- 一 三十貫以上 〇 廿四
- 一 三十五貫以上 〇 廿七
- 一 四十貫以上 〇 三十
- 一 四十五貫以上 〇 三十 〇 徒半年
- 一 五十貫以上 〇 三十 〇 一年
- 一 五十五貫以上 〇 三十 〇 一年半

一 八十貫以上 斬

但御藏廻之者致私曲候えち死罪の代 ^{〔三一オ〕}

徒二年鞭三十

資 ^{〔朱〕}「四七」強 盜

99 一 追剝強盜の者既ふ行ひ候えち財物をと

り不申共徒一年半鞭三十既ふ財物を

取候えち同類不殘磔

100 一 盜ふ入侯者其家の人を手向致し或ち痕

付候えち強盜の御仕置ゑはるき事

但同類の者助太刀不致者も竊盜を以て

可致沙汰事

101 一 若竊盜己ふ財物を捨逃去はを其家人追

因て手向致し侯者も不用此律科入手

向致し候律を以て刑を加え候事 ^{〔三一ウ〕}

料 ^{〔朱〕}「四八」白昼人の物を換奪侯者の事

102 一 白昼人の物を棄取侯者鞭三十若取侯品

の高多候えち竊盜の罪ふ二等を可加こと

徒の者も一等を可減事 ^{〔マ、シ〕}

103 一 又難船ホのせし便不乗乱妨致し候者
同様の事

104 一 喧嘩ホ致し因て財物を奪取候者は又
同様の事

105 一 巾着切の類檢棄ふる無之竊盜の律
を以て刑を加え候事

106 一 盜のふを火を付候者も火刑
但燃立不申候えも斬罪

〔107 欠〕

〔朱〕
〔四九〕馬 盜

108 一 馬を盜賣買致し候者も斬罪

〔朱〕
〔五一〕盜 杣

109 一 盜杣取致し候者杣取の多少を以御藏の
財物を盜取候律を以て刑を可加事

110 一 山師共過木伐取の者伐出しの過木不殘
取上伐出しの多少を以罪を加え候事

前条同様の事

111 一 御留山ホて柴薪木ホ盜伐の者過料一
貫文尤伐出し高多く候せしも錢ホ差

積一倍の過料可申付事御留山ホ無之
共御停止木代取候者同様の事

112 一 山中伐荒有之科人不相知せしも伐荒候
多少を以山下村過料可申付事

113 但檜一本の代小杉百本杉雜木一本代小杉五
十本

114 一 伐荒の場所え植付不相所も手とり空山
見立植付候様尤植付多き寸も三ヶ年

五ヶ年の内
右も己の年濟寛政九年

〔朱〕
〔五一〕流失流木盜揚候者の事

115 一 出水のせし流失流木取上の者見分の上
五ヶ一山師とり相渡可申事若隱置候を
被見出候せしも隱木多少を以過料

為差出候事

一 十本以下

一 貫二百文

〔三二ウ〕

〔三三オ〕

〔五一〕

料

資

- 一 十本以上 一貫八百文
- 一 廿本以上 二貫四百文
- 一 卅本以上 三貫文
- 一 四十本以上 三ノ六百文
- 一 五十本以上 四貫二百文
- 一 六十本以上 四貫八百文
- 一 七十本以上 五貫四百文
- 一 八十本以上 六貫文
- 一 九十本以上 六貫六百文
- 一 百本 已上 七貫二百文

〔朱〕
 〔五二〕 田野之穀物盜取候者の事
 〔五三〕

116 一 田野の穀物盜取候者も竊盜不準し多
 少を以罪を定を候事

但入墨同様の事

117 一 柴脚木石の類人功を以伐取積置候を
 〔三四オ〕

擅不取候者も是又同様の事

但入墨免之

〔朱〕
 〔五三〕 夜中無故人之家へ入候者の事
 〔五四〕

118 一 夜中無故人之家へ入候者も鞭三若其家
 人即時不殺候せし御構無之若又既ニ

捕置擅不打擲致し抵付候と、平人打
 擲とり二等を減罪行候事死不に至り候
 えろ鞭三

〔朱〕
 〔五四〕 盜之宿致し候者の事
 〔五五〕

119 一 強盜の宿致し候者其身不行共財物を
 分取候えろ礎財物取不申候えろ徒一

〔三四ウ〕

年半鞭三十

120 一 竊盜の宿致し財物分取候えろ其身不
 行共竊盜の首と可為同罪事財物取不

申候えろ一等を減可申事入墨同様の事

121 一 強盜竊盜の盜物乍存買候者品者錢不
 差積竊盜の律二等を減罪を行候事

乍存預置候者又一等を減可申事
 但品物高多候共鞭十五ふて許可申事

若不存候えろ御構無之品物も本人え

返可申事

122 一 手段〔後〕を設々人〔七〕を勾引候者鞭三十因て人
底付候者も斬罪
〔五六〕
〔三五オ〕

〔朱〕
一五々 入墨を抜取候者の事
〔五七〕

123 一 盜致し入墨不レ被行候者其後竊不レ抜取
者も鞭三入墨仕直可申事
〔五八〕

〔朱〕
一五六 謀書謀判致し候者の事
〔五八〕

124 一 御印並奉行諸役人の判を似〔七〕造侯諸渡
物不レ盜取候者獄門未財物を不取者も死
罪一等を減可申事

125 一 似〔七〕印形似〔七〕手紙或も古手形を取持公
私〔七〕の物を取候者も竊盜不レ準し錢〔七〕の〔七〕
を以〔七〕罪料の輕重可行事
〔三五ウ〕

但入墨竊墨〔七〕同様

126 一 語らむ手段不レて取候者是又竊盜同様の
事入墨も可免之

127 一 物取不レ無之申訳の為有合の印形押候類
も竊盜不レ準し一等を減可申事入墨

免之

〔朱〕
一五七 役人を似〔七〕候者の事
〔五九〕

128 一 在〔七〕と通り役人を似〔七〕往來の人馬賄不レ為差
出候者も鞭三十

〔朱〕
一五八 似〔七〕せ金銀を造〔七〕は者の事
〔六〇〕

129 一 似〔七〕せ金銀を造候者並私〔七〕錢を鑄候を
の礫細工人同罪其加談の者死罪一等
を減可申事但似〔七〕せ金と乍存通用致し
候者同様の事
〔三六オ〕

候者同様の事

〔朱〕
一〇 賄 賂

〔朱〕
一五九 狂法賄賂之事〔七〕狂法ノ賄ト云ハ金銀貨財ヲ取テ
其罪ヲ見通シテ狂法ノ賄ト言
賄賂を狂〔七〕ふ〔七〕事を致し候者錢の高を
以〔七〕輕重の罪不レ可行事尤何人とり受侯てを
惣錢押合其高を以〔七〕て罪を相立候事若犯
候こと重候と、人の罪を輕重致し候律
を以〔七〕て刑を加え可申事
〔六一〕

定

料

資

一	五貫以下	鞭	〔三六ウ〕
一	五貫以上	同九	
一	十貫以上	同十二	
一	十五貫以上	同十五	
一	廿貫 以上	同十八	
一	廿五貫以上	同廿一	
一	三十貫以上	同廿四	
一	卅五貫以上	同廿七	
一	四十貫以上	同三十	
一	四十五貫以上	徒半年	
一	五十貫以上	同一年	
一	五十五ノ以上	同一年半	
一	百廿貫以上	死罪之代徒二年鞭三十	

〔卷〕
 「六十」不狂法賄賂之事法を狂れども賄賂を受ゆるを言
尤不義の財を取賊と云ふ
 〔六一〕

131 一 類を受けて錢を取り候得共狂ふ事無
 之者も惣錢の高押合半分ふして罪を
 定を侯事但一人とり受も半分ふ不致候
 定

一 十貫以下 鞭 三

〔卷〕
 「六一」坐贓之事惣郎切音賊夫受財也況非理所
得賄賂皆曰賊
 〔六三〕

132 一 差て頼合の事を無之通例只財を受候分
 も坐贓の罪不可行事尤惣錢半分ふ致
 し候て罪を定を侯事前条同様の事
 尤與侯者三等を減侯事
 定

一 十貫以下 戸ノ二十日

一六八 一 一〇 以上
一〇 三十日

一六九 一 二十貫以上
鞭 三

一七〇 一 三十貫以上
一〇 六

一七一 一 四十貫以上
同 九

一七二 一 五十貫以上
一〇 十二

一七三 一 六十貫以上
一〇 十五

一七四 一 七十貫以上
一〇 十八 [三八ウ]

一七五 一 八十貫以上
一〇 二十一

一七六 一 九十ノ以上
一〇 二十四

一七七 一 百貫以上
一〇 二十七

一七八 一 百廿ノ以上
一〇 三十

[朱] 一六三 [六四]

133 一 賄路の約諾致し未財物手不入不申共事

を狂侯者も狂法不準し一等を減罪を

加え可申^レと約諾^レ己^レ不^レて未事を狂不申

侯得も不狂法不準し一等を減罪を可

加事

[朱] 一六二 [六五] [三九オ]
賄路を行侯者の事

134 一 下の願事有之賄路を行侯て法を狂侯者
事を行侯え差出し候錢高を以

監賊の律不當刑を可加事尤狂侯事

重候と、重き方不^レて沙汰可致事若

上^レは、強侯て無抛差出し候と、

御咎無之事

[朱] 一六四 [六六]
茂合取立私曲致し侯者の事

135 一 茂合錢為差出私用不致し侯をの狂法

の律を以て罪不行侯事音信不^レ相用

自分使ひ不申共一様^ノ事

[朱] 一〇一 [三九ウ]
田宅

[朱] 一六五 [六七]
隠田畑

136 一 隠田畑致し侯者一反歩とり五反歩迄も鞭六

五反歩毎^レ一等を加え可申事但隠田畑

御取上ケ隠反畝一年の年貢可為差出事

御檢見のせ^レ悪地なと振替見せ侯者

右の格不^レて一等を減可申事尤反畝多侯

共鞭十五不^レて許可申事村役の者乍存

見逃致し置候と、本人口罪の事若不
存候と、五反歩以下を許之五反歩以上を

右の格にて三等を減可申候尤反叙

多共鞭九ふて許可申事

〔四〇才〕

〔六七〕 田畑質入の事

〔六八〕

138 一年季を以て質入致し候田畑年季相濟

本人とり元利返濟受戻を求候得る外

事不託し不相返年來押領致候をの

鞭三年來の小作米可令返事

〔六七〕 田畑之押領の事

〔六九〕

139 一人の田畑を事ふとせ押領致し候者

屋敷より軒田畑より一反歩とり五反歩まで

鞭三五反歩毎ふ一等を加え可申事尤反

叙多共鞭十八ふて用捨可致事但年來の

小作米令返候事前条同様の事

〔四〇才〕

〔六八〕 倉庫

〔六八〕 御收納之遲滞の事

〔七〇〕

140 一 御收納の年々十一月卅日迄皆濟可致事若

翌正月迄無故して皆濟無之を御收納の

高十分ふ割一分滞候得る戸メ廿日一分毎

ふ一等を加え可申すと村役口様の事尤

鞭九迄ふて許可申事

〔六九〕 内借の事

〔七一〕

141 一 御藏廻の者御藏の米錢致内借候者も

米錢の高を以て竊盜ふ準し罪不行

可申事若懸りの者ふあらさばふ一等

を減可申事但入墨も許之

〔四一才〕

〔七二〕 欠

〔七二〕

〔七十〕 訴訟付手越の訴状の事

143 一 訴状差出者其向々支配頭と差出可申事

手越致し奉行御役人と差出候てを

取上ケ申間敷事若願難相成義を強て手

越ふ出候と、戸メ卅日

但願可相立筋を支配頭ふて取押置或も

支配頭の非道の取扱有之を訴候願も可

格別事

〔七二〕無名之訴状の事

144 一 無名の訴状投入致し者鞭三訴状の趣取

上ケ沙汰致間敷事

〔七三〕

〔四一ウ〕

〔七二〕不實之事故訴状候者の事

145 一 不實の事を申出人を罪不落さんとせば

者鞭刑追放不可被行事を訴候えり

可為追放事若死罪不可相成義を訴候

えり鞭三十徒一年半

〔七四〕

146 一 若被訴候者御沙汰既不極て其罪被行

候後不實の事頭候えり罪不行せ候

者の刑不一等を可加事死罪不可被行候

えり可為下解死人事

147 一 若二ヶ条訴候せり輕き事も實不て重

き方も偽或ち一事不てを輕き事重

申出候者鞭の内實事分を差引殘は

鞭數を以刑不行候事

〔四二オ〕

〔七三〕親族訴候者の事

148 一 子孫の身として祖父母父母の事を訴

妻として夫並舅姑の事を訴候者鞭

三十虚説を搆え裁許を願候者も斬罪

149 一 伯叔父姉姉の事を訴候者も鞭十五

訴候事偽不候得る平人とり罪三等を加

え可申事

〔七四〕子孫父母の教不背候者の事

150 一 子孫として父母の教不違ひ或ち養

盲欠候義有之者も鞭十五但父母申

出不とり刑を可加事

〔七六〕

〔七五〕腰推致し候者の事

151 一 訴訟の腰押致し候者或ち人の為不

訴状を造り人を罪不落さんと致者

本人と同罪と可致事

〔七七〕

〔七五〕

〔四二ウ〕

料 〔七六〕強訴

152 一 願難相立儀を大勢徒黨々し支配

頭の差圖を不相用於強訴其棟梁

資 致し侯者鞭廿四加談致し侯者一等

を可減事其余一通の余黨々吟味の

上用捨可有事

〔七八〕〔四三オ〕

〔米〕 〔一〇〕運上

〔米〕 一七〇 隠津出の事

153 一 隠津出致侯者品物取押鞭十五相對致

し賦侯者過料一貫二百文

但二百俵已上の隠津出出家財家屋しき

關所拂可致事

154 一 米留有之せし無手形米隠出し侯者鞭六

駄賃付も過料一貫二百文

〔米〕 一七八 隠荷揚々之事

155 一 旅船荷上ケ致し侯者品物取押致相對の

問屋頼六家業取放

〔八〇〕

〔四三ウ〕

〔七九〕

〔米〕 一七九 隠商賣の事

156 一 隠商賣致侯者品物取押過料可為差

出事但過料の定別帳戸救方条例有之

〔米〕 一八〇 雜犯

〔米〕 一八一 博奕

157 一 博奕致侯者鞭三其場の金錢〔マ、イ〕設官

可致事但宅致し侯者可為同罪事尤

其場不居合せ侯者の外同類有之とを

逸々諷義不_{〔シ、カ、カ〕}及但輕き宝引〔シ、カ、カ〕とを

はふか致し侯者戸メ三十日

〔米〕 一八二 御用を頼合致侯者の事

158 一 御用事を曲て頼合致侯者戸メ三十日頼

侯者並頼を受侯者同罪の事若既不

施行候えち頼を受侯者ち鞭六頼侯

者ち其事親戚朋友の為不候えち本罪

二等を減自身の為不候得ち本罪

の上下一等を加え侯事尤曲〔シ、カ、カ〕候事

重候えち人の罪を輕重致し候律を以

〔八三〕

〔四四オ〕

〔八一〕

〔八一〕

〔四四ウ〕

刑を加え候事是ら為る不賄賂を取
候得も狂法の律を以刑を加え候事

〔朱〕
〔八二〕人之罪を軽重致候者の事

159 一 依怙臆負を以て人の罪を軽重致候者

も其増減致し候所を以其分の罪を加

え候事若或も全く隠し或も全く偽

候えも其本罪を以刑を加え候事

〔朱〕
〔八三〕失 火

160 一 失火致候者戸メ廿日類焼有之候えも

三十日囚て人を焼死候得も鞭十五一家の

内誰きもてを手過を致し候をのち

刑を加え候事若御宗廟並御城ホ之類

焼ホ及候得も徒一年半鞭三十

〔八四〕諸役所並御藏内ホ於て致失火候鞭廿四

〔161 162 欠〕

〔八六 欠〕

〔朱〕
〔八四〕御觸ホ背候者の事

〔八七〕

163 一 御觸ホ背候者も事の軽きも戸メ十五日
重きも戸メ三十日

〔朱〕
〔八五〕不可為義を致し候者の事

164 一 不可為義を致候者も事の軽きも戸

メ廿日重きも鞭三是ケ条の義元来重

き科も律ホ正しきケ条有之候えも

輕き事ホ至り候事變萬端ケ条難延

候間有様ホ儀二等ホ分比ケ条を以沙汰

可致事

〔朱〕
〔八六〕科人手向致候者の事

165 一 科人逃走捕手の者え手向致し候者

本罪の上え二等を加え可申事尤ホ疾

付打傷ホ致り候得も斬罪

〔朱〕
〔八七〕科人出奔之事

166 一 牢破並預の内繩解き出奔致し候者本

罪ホ二等を可加事

167 一 預の者不覺ホて取逃候者預人並番人

〔八八〕

〔四五ウ〕

〔八九〕

〔九〇〕

〔四六オ〕

三十日内不捕候様申付若捕〔かむ〕る様候せし

る罪人の科〔マシ〕三等を減可申事熊〔マシ〕不

進し候得る科人同様

〔八二〕科人を隠し候者の事

168 一 科人御諛義の者を乍存隠置或も其

事を告知らせ逃候せしり科人の罪ニ

一等を可減事

〔九二〕

〔八九〕私升秤を造候者の事

169 一 私升秤を造り通用升秤を増減致

奸曲の者鞭六

〔九二〕

〔九十〕御関所忍通候者の事

170 一 御関所忍通候者鞭九山越致し候者鞭

十二

〔九三〕

〔四六ウ〕

〔九二〕立帰之者の事

171 一 科有御沙汰の上追放被仰付候者御搦

の地え立帰り候えり鞭三本の如く追

〔九四〕

放可致事

172 一 悪事有之他国へ出奔致し其後立るえ

り忍居候者本罪とり一等を可加事但

本罪輕候も御関所忍通候罪〔マシ〕一等

を可加事

173 一 悪事無之出奔之後立帰り候者御関所

の外不申候得る過代夫役廿日

〔四七オ〕

〔九二〕馬札紛失之事

〔174 欠〕

175 一 馬札紛失致候者過料一貫文

〔九五〕

〔九三〕妾淫

〔九三〕妾淫

176 一 女淫の者鞭九男女可為口罪事夫有之

者鞭三十

〔九六〕

177 一 強妾の者〔マシ〕徒一年半鞭三十未成者〔マシ〕

鞭三十

178 一 幼女十二歳已下を妾候者強妾〔マシ〕口様の事

179 一 妻女を許候て妾を致せ候者本夫妾

〔四七ウ〕

婦何せを同様の事

右何せを交所不於て見届ぬしあなほ

證抛有之夫或る親類とり申出ふとり

御沙汰可致事外とり訴候類も御取

上まきなし

〔采〕
〔九四〕 僧尼之犯姦

180 一 僧尼犯姦候者も平人姦淫の罪ふ一等

を加え還俗為致候事相交し候者

も平人ふ姦淫の罪ふ行候事

〔九七〕

〔采〕
〔九六〕 下人家長の妻女を姦候者の事

181 一 下人として妻女を姦候者斬罪妾も

一等を減可申事

〔九八〕

〔四八オ〕

〔采〕
〔九五〕 相對死の事

182 一 男女申合相果候者子細まを聴く候

得も死骸取捨若女を先ふ殺し男存

命ふ候えち下死人男相果女存命ふ

候得も下手人ニ不及三日肆の上乞食

〔九九〕

手え相渡可申事

183 一 男女疾斗ふて存命ニ候得も是又三日

肆しの上乞食手え相渡可申事

184 一 主人下人と申合相果候者下人相果主

人存命ふ候得も下手人ふ不及乞食

手え相渡主人相果下人存命ふ候得も

獄門

〔四八ウ〕

〔采〕
〔九七〕 隠遊女

185 一 御免場の外隠遊女抱置渡さ致し候

者も鞭三

〔一〇〇〕

以上

〔四九オ〕

〔二八六〕
萬延二酉歳正月書畢之

〔四九ウ〕

料

資

昭和五十九年十月に神戸学院大学で法制史学会研究大会が開かれた際、高塩 博会員より、小生のこの一連の作業に関して、二点の御教示を得た。第一点は、最初の作業における解題に布施弥平次博士の業績が洩れている旨の指摘であり、これについては小生もすでに気がついており、いづれ補訂を試みる旨を答え、その後、本稿(一六)で責を果たした。

第二点は、氏もまた先年古書肆より一写本を購入し、内容の検討をしておられる旨であった。早速お願いしたところ、直ちに朱書まで明示したコピーを御恵贈くださり、小生の研究資料としての利用をも快諾された。一連の作業の遅延のため、今回ようやく本書に着手できた。氏は本書のこのような形での公開も快く承認いただき、あまつさえ原本の借覧も許された。あらためて氏の学恩に深謝する次第である。

本書の体裁は、以下のとおりである。

本書は、袋綴じ四九丁の前後に無地黄土色の表紙を黒糸で四目綴じたもので、縦二三・八センチ、横一六・七センチである。表紙の左肩に貼りつけた題箋は、子持野で囲み「寛政改正御刑法帳」と記す。第一丁表右端中央「目録」と記した下に朱長方印「藏」を捺す。全文同筆で、さらに朱筆で項目番号およ

び若干の追加訂正をほどこす。訂正の多くは誤字を白抹し、その上から墨書している。平明であるが個性的な書体で、異体字・仮名を多用し、他の写本と表現をやや異にする箇所も多い。各面十一行、各行十六字ないし十八字である。

「覚」の後に見える

伴 才 助

参考

吉沢庄太夫

菊池 寛司

閱正

赤石安右衛門

なる記事は、すでに紹介した写本の中では(三)の『寛政律』第一本で全条文の末尾に記されている。この記事の本来のありかた、原位置についても、写本の伝写関係を考える上での重要なてがかりのひとつである。

「目録」は、すでに紹介した(一)(二)(三)(五)(六)の他にも多く見られる。標題番号は(二)『御刑法書之写』には付されていないが、(三)が墨書で付すのに対し、(五)(六)はこの写本と同様に朱書で付している。そのうち(五)『寛政律』第三本の表紙裏貼紙の裏側に辛うじて一部残された異種の目次は「八十一」から「九十七」までの朱をほどこしたもので、ことに「九十五 下人家長之妻女を姦候者」は朱書による後補であ

り、この点もふくめて(六)『寛政律』第四本の目録の該当部分とほぼ一致することは、すでに指摘した。ところでこの写本の「下人家長之妻女を姦候者」が「相對死之事」の後にあるため生じた「九五」と「九六」の入替わりを除けば、当該部分については、これらとほぼ一致する。そこで念のために(六)との対比を試みると、(六)の「四十三」が誤って記されたために生じた番号のずれは、本書の「五十」盗袖之事を(六)が欠くため、解消される。また(六)は本書の「夜中無故人家え入候者之事」を欠くが、先の「盗袖之事」を「五十五」に入れており、ここでずれは解消する。

対比して記しておいたように、本書の「四九」以下は、他本の目次とずれをみせる。目録に見えぬ四九は107条、五六は標題を、八六は161・162条を、それぞれ欠く。他に本文中で欠けているのは、36条、47条、142条、174条である。

もとより、いずれの写本も変体仮名・異体字を用いているが、本書ではあえてそれらの一部をそのまま表現してみた。その中に一、二の留意しておきたい仮名づかいがある。一つは、「正すく」(五丁裏)、「逃去すむる」(一三丁裏)、「至らすむる」(二四丁表)などで、いずれも「す」は「し」であろう。また「後」を仮名で「のつ」(二丁裏、二四丁表)とする例もあ

り、他の写本に見られぬ表現である。本写本作成者のがかりの一つといえる。

写本作成の際に生じがちなミスのうち、内容の理解を欠いために生じるものが多いことはいうまでもない。本書が単なる幕藩体制下のある外様藩の刑法典というにすぎないものであれば、当時の常識であった内容がほとんどであり、そのために生じる誤りも乏しいものであったに違いない。しかしながら本書が単に幕府法を模倣するにとどまらず、当時の最新知識ともいふべき、中国法を採り入れたものであっただけに、中国の法とりわけ律の知識を欠く者すなわち写本作成者にとっては、致命的な誤りを冒すことはむしろ当然ともいえた。逐一そのような例をとりあげるゆとりはないので、一、二の例を示すにとどめたい。

まず賄賂の六一「枉法」である。筆跡によっては判別しにくいものが多いが、「狂法」と記すと思われるものが多い。したがって六二「不枉法」も同様に「不狂法」となる。たとえば(三)の107条では「ヲカス」と仮名をふる。ただしこれまでは狂を訂正して掲載しておいた写本が多い。

とくに書入れられた注の類の中で、六一「枉法ノ贓…」の割注は(三)(五)に、六二「法ハ枉ねとも…」の割注は(二)

料 (五) に、六三の贓について「惣郎切…」の割注は(二)(五)

に見える。六三について(三)に別種の書入れも見られる。いずれも贓または坐贓の文字を正確に把握しているとはいいがたく、賊や座贓にあやまるものが目立つ。このようなところから

資 も、出自のすぐれた写本をもとめるてがかりの一つとできよう。ちなみに(四)(七)(八)には、このような書入れは見られない。

本文に欠ける条文のうち、36条を欠くのは本写本のみなので、これを除くと、107条火付張札、101条失火、102条野火、47条子孫謀殺、142条器財取替、174条無札之馬売買の各条について見おこそう。本書では47条を点羽として48条の後に置いているが、47・142条は(二)もこれを欠く。(六)も47条を欠き、142条については失われた後半に属するので不明である。つぎに(二)のみ107条(文化元年追加)を有する。101条を欠くのは本書のみであるが、102条については京大本が101条の後に貼紙の形で付け加えており、(五)のみ102条を本文末に置くが、これまた貼紙で追加した形をとっている。また(三)も102条と103条の順が逆になっている。しかしこれは単なる筆写ミスであろう。

(六)(八)では後欠部分にあたり、不明である。174条は(三)(五)がやはりこれを欠く。個々の条文を逐一検討している段階

ではないので、この程度にとどめておくが、本書の条文異同箇所には、伝写関係のみならず、寛政律の後補改訂をうかがわせるものもあることが、知られよう。なお、「御自筆之写」、「寛」、その他を欠くことも留意しておきたい。

筆写時期について、明治前の年次を明記する写本は、管見した限りで、以下のとおりである。

* 寛政九年(一七九七)三月「寛政律」成る

* 文化七年(一八一〇)三月「文化律」成る

(八)『寛政律』第六本……………天保四年(一八三三)

(三)『寛政律』第一本……………安政元年(一八五四)

(七)『寛政律』第五本……………安政五年(一八五八)

(九)『寛政改正御刑法帳』…万延二年(一八六一)本書

(四)『寛政律』第二本……………慶応三年(一八六七)

これらは、もとより写本の系統を明らかにする直接の手掛りとはしがたいが、無年記の諸写本を分析していく第一の手掛りであり、また文化律の成立にもかかわらず、寛政律もひきつづきその生命を維持していた可能性をうかがわせる資料でもある。

本稿は昭和六十三年度大阪経済法科大学研究助成金による成果の一部である。

付6 『要記秘鑑』三十三 (二)

〔八〕 義絶 勘當 和談

157〔七七五〕 宝曆六年三月十四日

一 棟方弥市郎申立レ、私二男八十之儀〔ヤ、ム〕不行跡ニ付、四年以前致義〔義〕絶、知行所江差遣置レ処、致干悔、義絶免許之儀數度相欺申レ間、差許手前江引取度儀申出之、承届旨申遣之、

158〔七七五九〕 宝曆九年七月十一日

一 沢与左衛門、娘不宜儀御座レニ付度々加異見〔マ、ム〕レ得共、相用不申レニ付義〔義〕絶仕、私手前ニ差置不申旨申出之、承届、

159 宝曆六年九月十五日

一 荒木〔カ〕関字兵衛江申遣レ者、御自分娘山田金五郎妻不縁ニ付

此度離縁致レ得共、義絶之上故、難引取旨、父子之儀ニレ条

〔三四〕御沙汰之内、早速手前江引取レ様申付旨、申遣之、

同年十月十二日右同人申立レ、私娘金五郎妻先日御沙汰之内引取レ様被仰付レ間、引取慎セ置申レ、然ハ金五郎儀御沙汰

相済レ様承知仕レ、娘儀如何可被仰付哉之旨申出之、金五郎儀〔儀〕御沙汰相済レ間、義絶之儀勝手次第申付旨申遣之、

160〔七七六〕 明和三年六月十三日

一 三上理左衛門妹、神源八方江再縁ニ而差遣レ処、不縁ニ付、先達而離〔縁〕仕レ、然ハ同人儀不埒之儀御座レ間、不通仕、百姓小比内村勘助〔方〕江差遣置レ旨申出之、承届レ、

161〔七七四〕 安永三年三月十八日

一 田口五市郎申立レ、私手前ニ罷有レ娣儀、不行跡ニ付、親類とも〔打〕寄、教訓仕レ得共、相用不申、増長ニ付、義絶之上、在方江遣置度〔旨〕申出之、承届、

162〔七七五〕 安永四年三月廿一日

一 竹内甚左衛門、父方之伯母不埒之儀ニ付、先達而義絶レ処、心底〔相〕直レルレニ付、差許呼入度儀、伺之通、

163〔七七七〕 安永六年三月十八日

一 進藤字右衛門、悴善之助病身ニ付嫡子ニ難相立段、先達而申上、御聞届相済罷有レ、然レ不行跡ニ付勘當仕レ旨申出

164 天明二年正月廿三日

資

一白取敷馬申出、御留守居三番組支配石井清次郎母方之
伯父吉町八左衛門と義絶之儀申出、御目見以下之儀ニ付
私承」置、手紙を以申出之、承届之、

165 同年二月五日

一清藤十藏申立、私母清野兵八姉、親存生之内離縁仕、
父方ニ「近キ親類も無御座、叔兵八と和談之上、同居
仕、而見継」を受、其上母養育仕度旨、兵八方も願申出之、
双方願之通」申付之、

166 天明六年四月十四日

一小笠原左内弟兵藏、行跡不宜勤當仕、此節行跡相直り
ニ付、「勤當差許申度旨、伺之通、

167 同年五月十日

一山中大助二男金次郎、不行跡増長ニ付勤當仕旨申出之、承
届、

168 同十一日

一佐々木専太郎申出、甥佐々木仙隆と義絶御断申上、得共、
亡父仙隆、兄之儀ニ付、灵供料、仙隆生涯之内、同人方江差
遣申度旨、承届、

169 天明七年十二月十日

一小笠原作内弟、先年勤當仕、去春養母依願勤當差許御聞届
も「相済、又々不埒之儀共有之、勤當仕旨申出之、承
届、

170 天明八年八月廿八日

一須藤久米之助、母方之伯父長尾多門義、所存相叶不申、儀絶
之」旨申出之、承届之、

171 寛政三年三月廿一日

一御持繼奉行大湯市兵衛娘、存念不相叶、義絶御届申上、此
此節一年頭にも相成心行相直り、両親をも見継申度心、躰ニ相
成、義絶」差許、對面致度儀、願之通、

172 同年四月六日

一 斎藤三司、実方之妹大湯市兵衛娘、存念不相叶、義絶之処、行跡「相直りゆニ付、義絶差許、對面仕度儀、願之通、

173 同年五月十二日

一 御手廻葛西忠太郎弟左吉、存念不相叶、義絶之旨申出之、承届、」

174 同年六月十七日

一 御手廻前田源右衛門娘、所存ニ相叶不申ゆニ付、致勘當ゆ旨申出之、承届、」

175 文化四年二月廿六日

一 寺社町九浦之者、是迄久離義絶勘當之者、此度御用有之由間、「女男ニ不抱、名前年齢年月共書記、支配頭ニ而取調之上、来月中」迄、人別方江無間違書出ゆ様、

一出奔者之儀ハ、是迄年中一度取調書上被仰付罷有ゆ得共、此末出奔「人并久離義絶勘當之者有之ハ、支配頭迄断出ゆハ、其度々早速」人別調方江相達ゆ様、尤以来久離義絶勘當致ゆ者之内ニ而も、其「者ニ寄、公義江御届申上ゆ間、無間違書

出ゆ様、若等閑ニ相心得、申「出落於有之ハ、支配頭迄急度御咎可被仰付ゆ間、右之趣相心得、早「速人別調方江書出ゆ様、御觸有之、」

176 文化七年七月廿九日

一大組与力古川惣左衛門忰多藏儀、言行立直ゆニ付、勘當差許同居為「致度儀、御聞届相済ゆニ付、嫡子仕度儀、願之通、

〔九〕 一問所 他出差留 聲高

177 明和七年六月朔日

一 成田定次郎親市左衛門、氣分悪敷、先達而伺之上、一問所江押込置「ゆ処、昨晚同所押破、近所ニ有合ゆ庖丁持、馳出ゆニ付、家來取鎮ゆ」処、手之内少々怪我仕ゆ、早速取鎮、一問所江入置申ゆ得共、門「外江走出、近所騒シゆニ付、此段申上旨申出之、承届、」

178 同年七月卅日

一 建部登申立ゆ、弟田村太次郎儀、先年々町籠仕、罷在ゆ処、此間「乱心難見放御座ゆニ付、取放難差置御座ゆ間、同人忰

料

田村」弥六居宅江引取、居間之口相堅差置申度奉存_レ間旨申出、_レ伺之通申付之、

資

一同年八月十一日田村弥六親太次郎儀、和徳町ニ罷有_レ節、不埒之_レ儀有之_レニ付、押込置_レ様申付之、

179 明和七年十二月四日

一廣田兵右衛門申出_レ、私妻病氣ニ付、御通筋之儀、高聲等仕_レ而者、_レ恐入奉存_レニ付、先達而申上_レ処、御通之節、親類共江成共、引取置_レ様_レ被仰付、是迄右之通仕_レ得共、弥増乱心同前ニ罷成、其度々引取_レ儀、難儀仕_レニ付、一間所江押込置申_レ間、御通之節高聲等之儀_レ御免被仰付度奉伺旨申出之、承届_レ、_レ

180 明和八年十一月二日

一御手廻与力谷川源太郎悴久太郎儀、家中奉公致居_レ処、不届之_レ儀有之_レニ付、源太郎方江引取、他行不致_レ様申付之、

181 明和九年九月十六日

一御馬廻豊嶋幾右衛門_二男忠太儀、不行跡増長_ニ付、他出不為_レ致_レ急度慎_レ置_レ様申付之、同十七日右_ニ付幾右衛門遠慮伺

之通、十月_レ七日御免、

安永二年八月十八日右忠太儀 御免、

〔三七九〕

182 安永二年七月二日

一_二戸兵五左衛門弟藤吉儀、明和二年氣持患敷、其節御断申上、別_一間_ニ仕差置_レ処、昨夜病死仕_レ旨申出之、承届之、

183 同年八月十日

一豊嶋幾右衛門申立_レ、私親類豊嶋太次郎姉、本田安郎_{〔マ、ウ〕}左衛門養母病_レ氣_ニ而氣分不宜_レ間、快氣迄之内、一間所江差置申度奉存_レ、尤太_レ次郎儀江戸話_ニ付、私方_方奉伺旨申出之、伺之通被仰付旨申遣之、_レ

184 安永三年六月十三日

一御留守居支配古川三郎次親勝左衛門儀、病届_ニ而氣持患敷、聲高_レ成事多御座_レ間、外聞騒々敷御座_レ旨申出之、承届之、_レ

185 同年十一月廿九日

一菊池左内申立_レ、菊池寛司継祖母老耄_ニ而無正氣、家内并親

類」近所共無訳噂共申出、前後不埒之躰ニ御座ル、寛司在勤ニ付、私方「申上旨申出之、承届、

186 ^{〔二七七五〕}安永四年七月十八日

一今井伊右衛門悻忠三郎、一間所方走出ル間、早速追懸ル処、御用新長「屋江走入ルニ付、取押、罷帰、一間所江押込置申ル、右御用屋敷江走入ル段、無」調法ニ付、遠慮伺之通、同廿二日 御免、」

187 ^{〔二七七七〕}安永六年三月十八日

一御留守居支配船水孫次郎悻、狂氣之祿ニ而、町々致徘徊、腰物等拔^{〔二七七才〕}「散ル由相聞得ル間、不為致他出、差置ル様、御留守居組頭江申遣之、」

188 ^{〔二七七九〕}安永八年七月十二日

一笠原兵司妹、逆上強、氣分不宜、聲高等之儀御座ル而、騒々敷御「座ル旨申出之、承届ル、

189 ^{〔二七八〇〕}安永九年五月廿三日

一安藤七郎左衛門悻久次郎儀、先達而方病氣之処、今ニ稔と不

仕、折々高」声物言等仕ル、門前御通之節、右祿之儀御座ル哉、此段申上旨」申出之、承届ル、

190 安永九年八月三日

一小田桐幸之丞悻長四郎、乱心同前之儀共有之、不屈ニ付、幸之丞江御預」被仰付、一間所江押込置ル様被仰付旨申遣之、同四日右ニ付遠慮伺」之通、同十四日御免、

191 ^{〔二七八五〕}天明五年八月十三日

一堀五郎左衛門申立ル、養父唯乘儀、此間氣分別而相勝不申、昨晚」高窓方拔出、御堀端所々并中町百石町辺迄駈廻り推参致」ル旨、同人江承ル得ル、答之儀一向相分不申ル、居所敷敷仕ル得とも、」右之任合恐入遠慮伺申出之、不及遠慮旨申遣之、」

192 ^{〔二七八六〕}天明六年正月十五日

一御馬廻番頭今次郎八悻五三郎儀、御尋之御用有之、次郎八江」御預、他出不致セル様申付之、

193 天明六年正月十五日

料 一御用所坊主木村利齋儀、御尋之御用有之ニ付、親半齋江御

預、他出不致セシ様申付之、

二月廿六日、平日行跡不宜趣相聞得、不届之者ニ付、掃除小

資 人江」役下申付之、

194 同年四月十五日

一八木橋嘉兵衛申立シ、從弟野呂力次郎江戸詰之処、同人母先
年^レ「氣分不宜、一間所江入置申シ処、先頃^レ余病差発、大
病ニ相成シ間、「快氣迄之内、一間所^レ差出、附添養生仕度
旨、同人家内相」願申シ間、伺之通、

195 同廿六日

一今次郎八悴五三郎儀、行跡不宜趣相聞得、御僉議被仰付シ
処、歴々^レ「不似合、寺院等江合力ニ相廻シ旨申出、不埒之
至ニシ、依之同人」生涯新次郎八江御預、急度慎^レ置シ様被
仰付之、

同廿八日遠慮伺之通、五月八日 御免被仰付之、

196 寛政元年三月廿一日

一「諸手足輕武井忠之丞と申者之弟、狂氣ニ相聞得、万一御

通」筋等江罷出シ而ハ、以之外之事ニシ間、外出不致セ、差
置シ様申遣之、

〔三八ウ〕

197 寛政元年七月十八日

一寄合笠井還右衛門儀、昨晩下鍛冶町相撲宿江罷越、不慮之
儀有之、相撲之者江手疵負セ、相撲之者ニ取防セられ、同所
ニ「罷有シニ付、早速還右衛門宅江引取セ、町同心之内、兩
三人番人申付、「其後御中小性之内并親類^レ見継申付之、
同二年二月十三日、右角力江手疵負セ相果シ始末、武士反シ
未練」之致方ニ付、知行被召上、隠居被仰付、悴兼藏江五人
扶持被下置、「御目見以上御留守居支配被仰付之、還右衛門
儀ハ生涯他出」御差留之上、悴兼藏江御預被仰付之、

198 寛政元年十一月十六日

一御留守居組村田兼次郎申出シ、兄鉄弥御僉議之筋有之、御
預被仰付シニ付、御用席江罷出シ節ハ、隠居之儀ニ御座シ
間、「羽織斗着^レ可申シ哉、私儀も蒙 御不審罷有シ得共、
御用」席江罷出シ節ハ、附添罷出可申哉、親類一統儀絶ニ
付、此段申上旨」申出之、伺之通申付旨申遣之、

寛政二年四月廿九日、右鉄弥、町々江罷出、度々不法之致方

有之、「不埒之至ニ付、兼次郎江御預、以來他出急度御差留被仰付、」

199 〔七九〇〕
寛政二年二月九日

一 御手廻佐田長左衛門弟直之進、御尋之御用有之、急度他出差留申付旨申遣之、同十一日右ニ付遠慮伺之通、同廿七日御免、

〔三九才〕

同年四月廿九日右直之進儀、町々江罷出、度々不法之致方有之、不埒之至ニ付、兄長左衛門江御預、以來他出急度御差留」被仰付旨申遣之、

200 寛政二年八月廿五日

一 笹森権藏儀、加役方之儀ニ付、御食議之筋有之ハ間、慎被仰付、

同年十月廿二日、笹森権藏、四奉行御食議ニ付、出座御目付」繰出、御徒目付被仰付之、

201 同年九月十六日

一 御家老與力本間吉左衛門伴定八、病身ニ付嫡子難相立、去年」二男嫡子申立之通被仰付ハ処、右定八儀、去月廿八日歿

ノ者」八藏江刀拔懸ケ取押ハ処、直ニ駒越町江罷出、町内騒セ、夫より」袋町荷賣子共吉三郎と申者江疵を負セハニ付、此末一間所江」稠敷押込置ハ様被仰付ハ、尤右躰氣分不宜ハ処、其假差」置ハ処、甚不埒ニ付、吉左衛門儀御奉公遠慮被仰付、同廿五日御免、

202 〔七九一〕
寛政三年二月十四日

一 笠井兼藏親^分還右衛門儀、他出御差留、兼藏江御預被仰付ハ処、格段」以 御憐愍之御沙汰、他出并御預御免被仰付之、

203 同年五月廿日

一 久保田衛門兵衛申出ハ、久保田弁吉親甚八儀、病氣ニ付氣分」荒々敷相成ハ間、快氣迄之内、一間所江入置、養生致度儀、伺之通、

204 寛政三年六月廿一日

一 佐々木孫兵衛甥鈴木藤太儀、病氣之処、氣分荒々敷相成ハ間、」快氣迄之内、一間所江入置、養生之儀伺之通、同年九月十日快氣ニ付差出度儀、伺之通、

〔七九二〕
205寛政四年二月十一日

一 御家老与力本間吉左衛門忤定八、申立之上、一間所江入置儀
處、去「秋々氣分常林ニ相成儀ニ付、一間所々差出シ養生仕
度儀、願之通、」

但同年四月十二日氣分常林相成儀ニ付、田屋所濱横沢村八
右衛門「方江遣置度儀、願之通、

206同年二月十七日

一大湯市兵衛申出儀、二男齋藤三治病氣之儀、氣分常林無御
座儀、一家内女并幼少者斗ニ而見継方行届兼、難儀ニ付、一
間所江入「置養生仕度儀、伺之通申付之、

〔八〇九〕
207文化六年九月六日

一 申談儀御用有之儀間、今晚八ツ時私宅江可被相越儀、以上、
佐野吉郎兵衛殿 外崎丈助殿 津輕 直記

一 以手紙致啓上儀、申談儀御用有之儀間、野宮平司儀、今晚八
ツ時過「私宅江相越儀様可被仰付儀、以上、

大道寺宇左衛門様

津輕 直記

一 於津輕直記宅申渡之覺

北原内匠母儀、日頃不慎之儀共有之旨相聞儀間、親類共ニ
而「与得教訓相含、當分之内他出差留儀様被仰付之、

一大道寺宇左衛門母儀ニ付、外崎丈助江右同断、山中兵部母儀
ニ付「野宮平司江右同断被仰渡儀、右何レも出座御目付、

〔一〇〕 谷人御登之部

〔八二〇〕
208文化七年正月十二日

一 勘定奉行申出儀、此度富田村与八儀、秋田森岡并六郷江
差置儀品質受返之儀ニ付、同人親類掃除小人鬼沢村鉄藏

同所江差遣儀ニ付、明十三日御飛脚同道登被仰付儀ニ付、御
飛「脚之者右駅ニ而鉄藏懸合、早速相濟不申、右之内間取

儀而ハ延着ニ相成儀間、右之趣御聞届之儀并不時金御渡可
被「仰付故之儀申出儀、然ハ御飛脚延着之儀、江戸表江御差

圖「無御座儀而ハ相成間敷儀ニ付、間取儀分ハ其駅方證文受
取「罷登儀様、左儀ハ、右之趣御目付方江戸御目付迄申遣

儀様、格「別日数も相懸儀ニ儀ハ、不時金之儀ハ老步渡
方之儀、「申出之通、「不時金之儀ハ老步渡方之儀申出之通物

頭并「御目付へ申遣之、

一同日、工藤徳右衛門大森榮之丞申出、此度掃除小人富田村与吉」附添登ニ付、左之通、

一先日、龜山辰之助御呼出之節、足輕四人小人三人附添被仰付、此度ハ御人不足ニ被仰付、日々不寝番等も御座の間、先年之通」可被仰付哉之儀、不得止事相聞得の間、先頃被仰付以外ニ、諸組」老人小人増附添登申付、

一御挑灯老擬、蠟燭三千丁、麻糸細引老房、渡方申出之通、

一右与吉万々一道中ニ而病死等之節、其処江葬、罷登可申哉之儀、於」道中致病死ハ、桶江入、土中不致、其所之様子次第、庵寺等江」頼置、附添之内ハ昼夜番人附置、其趣早速江戸御目付方江」飛脚を以申出様、尤道中江戸方道遠場所ニハ、塩漬ニ致、其」趣共江戸表江申遣様申付旨申遣之、

一勘定奉行申出、此度掃除小人与吉附添登被仰付、兩目付」申出内、中田御関所通之儀、先年龜山辰之助御登之節、

「栗橋御関所、御元方之御證文ニ而通り兼ニ付、同所ハ江戸」御上屋敷江申遣、御聞役方之御證文ニ而罷通由ニ付、此度之」儀ハ如何可被仰付哉、錠前付之駕籠と違トふる駕籠囚」人之儀ハ、同所御關所ニ而御取扱別而六ヶ敷御座由申出得共、」右之儀ハ私共方何レ共難申上奉存の間、

其旨点羽を以申上、然処」先年三国屋喜右衛門御呼出之節、山駕籠錠前付ニ而御登之」節、御證文爰元ニ而御渡被仰付、中田御関所江差出、囚人」名前年齢所付駕籠ニ乗セ錠前付之訳書入無之、御定ニ」相返旨、色々懸合之上、御渡之御證文江左之通前文書付」由、

覺

囚人老人 津輕何町 何之誰 年付

右者脇坂淡路守様方御呼出之趣ニ而、御關所罷通由、承知仕、」此度も右之趣ニ而御證文御渡可被仰付哉、乍然而目付申出ハ、錠前と」とふる駕籠とを格別違御座由、依而明日立御飛脚ニ而江戸」表下被仰遣、与吉十七日立之日積を以、江戸表方飛脚を以御證文」中田之駅迄遣置の儀、御聞役江可被仰付哉之儀、内意申出之通、右承、」江戸表江申遣の儀、表右筆江申付之、

一同日工藤徳右衛門大森源之丞申出、御用之者御座由ニ付、御登被」仰付ニ付、宿付ハ、腰繩付ハ而火ニ當定氣當り不申様可仕哉、」尤腰繩一通ニ而者手足自由ニも相成由ニ付、御方ニも相成由ニ付、」御不申儀ハ、私共大小并

きせる煙草入等も取仕廻可仕得共、旅「宿之儀故、火箸薪木等迄も取仕廻仕儀、相成兼儀、尤私とも」不寝番仕得共、前書之通手足自由ニ而、兎角メリ方ニも相成不申儀、依而随分不自立様ニ仕而、旅宿江附、火ニ當可申様、可被仰付哉、

勅定奉行点羽、宿着之節腰繩付ニ而火ニ當儀、申出之通「被仰付様、

一道中ニ而相煩儀節、御持セ之葉等も可被仰付哉、品ニ寄御持セ之葉ニ而「不相叶節ハ、其所之醫藥相用得可申哉、

点羽、道中用意之葉も、先年三国屋喜左衛門御登セ之節之

通、御「買上之上、私共方相渡儀様被仰付様、其外申出之通被仰付様、

一食事等致セ儀節ハ、三寸箸ニ而も相用可申哉、点羽、申出之通被仰付様、

一道中於宿々懸合六ヶ敷相成、私共了簡ニ及不申節ハ、如何相答可申「哉、点羽、於道中宿之懸合六ヶ敷、無止事節ハ、江

戸町御奉行根岸肥前守様」江引出儀囚人之旨答儀様被仰付様、

一先年龜山辰之助御登セ之節、栗橋御買所之儀ハ、御国元方之御「證文ニ而罷通由ニ御座儀間、此度之儀ハ如何可被仰付

哉、錠前付之駕「籠と違、とふまる駕籠囚人之儀ハ、同所御關所ニ而御取扱向別而」六ヶ敷御座儀由、

点羽、中田御關所罷通儀ハ、御沙汰之上被仰付様、

一江戸着之節、江戸御屋敷江前日ニも飛脚等相立可申哉、

点羽、千住宿ニ而囚人相渡儀も可有御座哉、何レ江戸表

方差圖「可有御座儀間、着之日積相考、前方飛脚を以、江戸御目付」方江申出儀様、被仰付様、

一道中於泊宿、御太切成御用之者故、私共不寝番等仕儀ニ付、夜中「焚炭等も相用申儀ニ付、是等江も囚人賄方江入拂可申哉、

一

点羽、不時用意金御渡被仰付儀ニ付、駅々ニ而買調、相用儀様、被仰付様、

一御用之者道中ニ而昼往來之節給物等望儀節ハ、望ニ任セ、差障ニも無之「品ヲ給セ可申哉、

点羽、不時之食物相好儀ハ、飯給セ儀様被仰付様、右之通可被仰付哉之儀、何レも点羽之通申付旨、申遣之、

同十六日

一此度掃除小人与吉被差登儀ニ付、右附添御徒目付へ相渡儀中田御關所「通證文并道中国々通り状、左之通、

覺

囚人老人

小人
與吉

但錠前とふまる駕籠ニ乗セ

當午三十五歳

右ハ津輕越中守内之者、此度江戸町御奉行根岸肥前守様方御呼出ニ付、差登セハ間、御關所御通可被下ハ、以上、

文化七庚午年正月

御名内
御用人

房川渡中田御關所

御番人衆中

但、大奉書江相認ハ上包同紙ナリ、

覺

囚人老人 但錠前付とふまる駕籠ニ乗セ

右ハ津輕越中守内之者、此度從公儀御呼出ニ付、被召登ル、御領分中御關所、無相違御通可被下ル、以上、

御用人

書判印形

文化七庚午年正月

秋田御領分中

新庄御領分中

山形御領分中

上之山御領分中

仙臺御領分中

右之通、中奉書横打、上包大奉打懸、宛所之通相認、下々名

無之、但、病氣并湯治、加判之列相濟不申ル御用人名前差除申ル、

一右附添御徒目付へ先年心得書御渡ル得共、此度道中心得何ハ間、「別段御渡方無之、委細伺ハ前条十二日ニ有之、一碇ケ關口御關所通り、左之通、

一筆令啓ル、此度御用之もの老人、從公儀御呼出ニ付、とふまる」駕籠ニ而為差登ル間、附添登之者共、御徒目付断次第、御關所」可被相通ル、恐々謹言、

正月

御用番御用人

碇ケ關町奉行兩人

〔四三才〕

〔一一〕 咎人御国下之部

209 ^(二七七) 宝曆七年十月九日

一御手廻矢城庄左衛門、御国元江御下シ被仰付、道中御目付咎人、御徒」目付老人、足輕目付老人、足輕小人六人ツ、附添被仰付、道中腰繩」網懸駕籠ニ而、去月廿二日江戸表出立、今日到着、於評定所」御役人江相渡、直ニ新屋敷江押込置ル様、被仰付ルニ付、番人御徒二人」ツ、夜ハ不寝番、大組諸手足輕之内、昼三人、夜不寝番四人ツ、「小人老人被仰付之、

210 寶曆八年二月廿三日
〔二七五六〕

一於森岡金吾宅申渡之覺

矢城庄左衛門

其方儀、不屈之儀有之、急度可被仰付_レ共、申出之趣心得違之段、御聞届、以御憐愍半知被召上、御留守居組被仰付、妻子御、下シ被成、御国住居被仰付之、

211 天明七年三月廿一日
〔二七六七〕

一此度小山内五郎左衛門御尋之御用有之、大納戸小山内孫右衛門道中附添之上、御国下シ被仰付、去ル四日江戸表出立、道中廿日振被仰付_レ間、「去ル四日碇ケ關方直ニ新御長屋江引附_レ様被仰付_レ、尤着次第、「御徒者人、大組諸手足輕方兩人、昼夜六人番被仰付_レ間、差支」無之様、夫々申遣之、同廿二日右五郎左衛門江附添下、山内孫右衛門、御徒目付工藤形助、足輕目付「野沢東吾、其外諸組五人到着之旨申遣_レ、同年十二月九日、右同人儀、去ル辰年銀座方謀印を以金二百兩受取_レ儀、公邊江相抱_レ儀、不屈至極重罪之者ニ付、於牢前斬罪ニ被行之、

212 寛政元年五月七日
〔二七六九〕

一江戸勝手御留守居組田中傳八親与左衛門不行跡ニ付、先達而親「写丸并親類共致久離御届も相濟_レ処、去六月廿一日柳嶋御屋敷」内田中傳八方江忍入、御取扱ニ相成_レニ付、御国下江被差下、永牢被仰_レ付_レニ付、御徒目付三浦安右衛門、足輕目付久我源太郎、外ニ大組諸手」足輕之内四人、小人六人、道中附添、去月廿日江戸表出立、今日到着_レニ付、於牢前附添之御徒目付申渡之上、入牢被仰付之、

213 寛政二年六月九日
〔二七九〇〕

一於江戸表從公儀御渡之囚人、湊村之与助と申者、御国下シ被_レ仰付、両目付附添之上、今日到着ニ付、町預之上、町同心式人、大組」諸手足輕之内式人ツ、昼夜嚴重相動_レ様申付之、四奉行食」議之上、同十二日弥徒者ニ相違無之旨申出之、入牢申付之、

214 寛政四年十一月十一日
〔二七八七〕

一鹿内瀬兵衛儀、江戸表ニ罷有_レ処、故障之儀有之、御国下被仰付、只今」到着ニ付、附添足輕目付方同人大小并金子二步受取、瀬兵衛忤」宇右衛門江瀬兵衛并石品相渡_レ旨、町奉行方申出之、承届之、

215 〔二八四〕 文化十一年五月二日

一町奉行申出、〔一四四ウ〕 江戸白銀町三丁目〔一四四ウ〕 磯岡伊兵衛 娘 〔す〕 まみ

右之者御国下之上入牢被仰付、昨日入牢相濟申、

江戸 湯 淺 正 藏

右之者国御下之上揚屋入被仰付、昨日夫々揚屋相濟旨申出、

承届、

文化十二年四月八日〔す〕 まみ揚屋出被仰付、平人同様ニ被仰付、

〔一二〕 入牢 出牢之部

〔四四ウ〕

216 〔二七〇七〕 宝永四年八月廿四日

一牢舎之者共之儀、一季くの末ニ相改、三月六月九月極月、

四度ニ相調、其内極月ハ一月前ニ取越、霜月ニ而も相

調、相極ニ片付可申事、

217 〔二七四八〕 延享五年三月廿八日

一三奉行申立、町々怪敷者捕へ儀、御尋御座、左ニ申

上、

一町々ニ而捕へ、御食議之内、町預仕故、町内難儀仕旨思召、通、捕へ次第入牢被仰付、捕役之外ニも心を

付、捕へ御訴申、出者可有御座と奉存、此以後、見當

ハハ、搦捕次第、入牢被仰付、於年前牢奉行并町目付差

遣、一應与得内食議為仕、其上四奉行早速御食議被仰付、

怪敷儀一通ニ而、外ニ徒成儀、茂無之ハハ、早速出牢被仰

付可然奉存、右之趣被仰付、別而差障ニ罷成儀

も相見得不申、

一盜等仕、徒之品相知レ者ニ而も、唯今迄先町預ニ致、町年

寄、町目付罷越、一應口書取、御訴之上入牢被仰付、此類

ハ此後搦捕、次第入牢被仰付、此類、以後搦捕次第入牢被

仰付、是又於牢、前内食議仕セ、其上ニ而四奉行御食議可被

仰付哉之旨申出之、申出之通申付旨申遣之、

218 〔二七五六〕 宝曆六年三月十三日

一松井助左衛門申立、私親四郎兵衛儀、先年嫡子無御座、親

類荒川、村百姓小山内甚五郎悻六弥と申者養子仕、御目見

迄相濟、不行跡ニ付拾七ヶ年以前嫡子難相立、其節義

絶御断相濟申、右六弥儀在々ニ而盜徒仕、兼而承知

仕、今朝私方江罷越、色々不屈成申分ニ御座、外ニ

諸親類寄方も無御座、無宿者同、前ニ而御座、如何様之悪

事仕、難斗奉存、牢屋拜借、被仰付度旨、願之通入牢

料 申付之、

219 宝曆七年六月十七日

資 一御城附足輕今十助、長柄之者小野茂右衛門、右兩人先達而御

會議之儀有之、入牢被仰付也、此度出牢之上 御免被仰付也間、出牢 申付也様、町奉行江申遣之、

一右兩人頭、都谷森甚之丞、小山五左衛門江、右之通為知申遣之、

220 安永九年六月三日

一勘定奉行乳井貞儀、御世帯向存念も有之趣、粗相違也ニ付、再 勤被仰付、被成御任也、自分之功を立為可申、謀斗を巧、悉皆 御国衰微ニ相成也儀を厭、我低之取扱ニ付、身上被召上、生涯之間、川原平村預ケ、牢居被仰付之、

221 安永四年正月廿日

一森岡主膳殿家來宮下久米次郎と申者、不行跡致増長、乱心之 躰ニ付、入牢被仰付、尤牢賄并衣類等之物入へ、其年々暮ニ主膳殿上納致也、

同廿三日、右物入、主膳殿上納ニ不及旨被仰付之、

222 安永四年四月十五日

一御家老與力川村新助弟忠橋、不行跡増長ニ付、當二月義絶之也、一頃日私宅江罷越、我低之儀共申募也付、搦捕也旨申出之、入牢申付旨 申遣之、

223 天明元年十二月十六日

一大組与力三上郡次儀、弟山田宇市郎と及口論、骨肉之親を忘却シ、一其上不行跡ニ付、入牢被仰付之、

一長柄之者山田宇市郎儀、兄江對シ及爭論、剃抜刀ニ而手向也儀、一言語同断ニ付、入牢被仰付之、

一三上郡次妻、山田宇市郎と及口論、手疵負、骨肉之親を忘却シ、一不屈ニ付、入牢被仰付之、

224 同年十二月十八日

一高岡下役成田権四郎子元徳齋と申者、如何様之訳ニ而御国何 年以前出也哉、會議之也、委細申出之、

225 天明二年八月十二日

一於下鍛冶町名主宅、御徒目付申渡之覚、

高岡下役成田権四郎二男

善次
〔四六六〕

其方儀、先年御領外江罷出、去秋親對面ニ罷下由、然処人相卜筮等」相考、色々怪敷事共取巧、下々を引入由段、相聞得、御僉議被仰付由處、」土御門家江雜掌奉公致シ罷有由旨申出由ニ付、京都江被仰越御」尋被成由處、右林之者不召仕由、仍而再之御僉議之処、最初申出之趣相違之段、殊ニ先年御關所出由節、雇之者ニ紛御關所偽罷」出、旁上を欺由儀重々不屈之者ニ付、急度可被仰付由得共、以」御憐愍、生涯牢居被仰付之、」

一 成田権四郎儀、二男善司と申者先年御領外江罷出、去秋罷下由、」然処人相卜筮等相考、色々怪敷事共取巧、下々を引入由段相聞」得、御僉議被仰付由處、土御門家江雜掌奉公致シ罷有由旨申出由ニ付、京都江被仰越御尋被成由處、右林之者不召仕由、仍而再」御僉議之処、最初申出之趣相違之段申出、子の非を飾申出由、」御取扱ニ相成由儀、不屈至極ニ付、急度可被申渡由様、諏訪門兵衛江」申遣之、

〔二七八〕
226 天明四年六月廿四日

一 境關村与八郎、萱町次郎左衛門、從公儀御用ニ付入牢之処、江戸登」被仰付由ニ付、委細有之、

右与八郎子喜八儀、江戸御上屋敷御宝藏江入、御金盜取由ニ付、御」僉議之処、夫々御片付相済由旨申來之、

〔二七八〕
227 天明六年六月廿三日

一 牢奉行栗田久之丞ニ男久太郎狂氣之林ニ付、牢拜借願之通、同年八月十三日、右ニ男久太郎儀、氣分不宜、取扱相成兼由ニ付、先」達而牢拜借入置申由、然処先頃方相煩、牢屋ニ而養生相成由旨、牢」守共申出由、尤氣分も靜ニ相成由趣ニ付、出牢之上養生仕度奉」存由間、御取扱ニ相成、恐入奉存由得共、出牢被 仰付被下置度旨申出之、」願之通申付之、

〔二七九〕
228 寛政三年十二月廿三日

一 栗田久之丞ニ男久太郎乱心同様ニ而取扱成兼由ニ付、入牢被仰付度義、」申立之通申付之、

〔二七九〕
229 寛政十年十二月十二日

一 堀五郎左衛門申立由、召使用達中村善兵衛と申者、不埒之儀有之、其上」狂氣ニ付入牢、願之通、

〔二八〇〕
230 享和三年十月十三日

料 一於評定所大目付申渡之覺

附添 野呂直衛

御馬廻番頭 森内左兵衛

資

其方儀、先年勘定奉行江御取立被仰付ハ処、勦方不應

御意、御役下被仰付ハ処得共、其後以 御憐愍、去十一月

結構被仰付、〔四七〇〕前非相改、向後急度操行可相嗜ハ之処、不願

御仁恩、返而奸惡〔四七〇〕之者共相交り、無所憚御政務筋漫ニ致

誹謗、其上去ル午一年御家中渡方四歩一御用捨被仰付ハ所、

其方一己之心得違ニ而一割合同ニ不有之趣ニ相合、四ヶ年

分共渡方被仰付度旨、不恐「上を、外組之族迄相誘、數

度之押願ニ相募、剩江戸表津梁」院を以訴状差出、御国元

御家中始、町在大騒動可有之旨、「御親族様方迄申出ハ

段、如何躰之存念ニ而可有之哉、右躰之心得」違カ、大凡

其方共之所為ニ而、段々人氣動揺致セ儀、言語同断」不

届至極之者ニ付、活命之御沙汰難被仰付者ニ有之ハ得共、

旧家」之処も被思召、格段以 御憐愍、身上被召上、於川

原平村生涯牢」居被仰付之、

申渡大目付 出座四奉行 御目付 両目付 町同心

附添御徒目付一人」足輕目付二人 足輕二人 町同心二人

一森内左兵衛儀、重罪之者ニ付、今晚於評定所申渡之上、生涯

川原平」村へ預ケ、牢居被仰付ハ間、右牢居出來迄之内、爰

元方附添罷越ハ御徒」目付壹人、足輕目付二人、足輕二人、

町同心二人、昼夜番人申付ハ、尤牢屋出來」ハハ、右番人

引取、村々之者番人致ハ儀、」

一賄之儀ハ同村庄屋方ニ而取扱ハ儀、

一衣類夜具等申出ハ旨、見斗相渡ハ儀、右品之儀ハ勘定奉行申

出ハ儀、」

一右番人心得之儀ハ、刃物何品ニ不寄相渡不申ハ儀、筆墨紙望

小ハ而も」是又相渡申間敷ハ、弘前ハ親類一家好之者參ハ而

も、全對面不致」セ儀、

一脇方文通等致ハ者有之ハハ、同人江不遣、封之假ニ而各江

差出、各より〔四七〇〕御用所江可被差出ハ、

一病氣等之節、醫者之儀申出ハハ、御用所江相違、差圖を請

小ハ儀、」

一変之節、立退ハ儀、

右之通被仰付ハ間、此旨可被申付ハ、尤牢屋取立之儀、作事

奉行江申付ハ間、「早速取建ハ儀、勘定奉行作事奉行申合、

諸事差支無之儀、此旨」共可被申付ハ間、郡奉行江申遣之、

一右ニ付牢屋早速作事役人罷下り取建ハ儀、委細郡奉行江申

合、諸事」差支無之儀可被申付旨、作事奉行江申遣之、

一右ニ付牢屋取建之儀、作事奉行江申付ハ間、諸事差支無之儀

可被」申付ぬ、

一人賄之儀ハ同村庄屋方ニ而取扱ぬ様申付ぬ、

一夜具衣類等申出ぬハ、見斗相渡ぬ様申付ぬ、何レも郡奉行申合、夫々可被」申付旨、勘定奉行江申遣之、

一右ニ付於同所牢屋取建迄之内、於同村、寢元ハ附添之而目付并足」輕町同心共晝夜番人致ぬ様、尤牢屋出來、同組御代官ハ引渡ぬハ、」右之者共引取ぬ様、尤附添番中心得之儀、

左之通、」

一刃物何品ニ不寄相渡不申様、筆墨紙望ぬ而も相渡申間敷ぬ、

弘前」より親類一家好ミもの参ぬ而も、全對面不致ぬ様、

一脇々文通等致ぬ者有之ぬハ、同入江不遣、封之假ニ而郡奉行江差出ぬ様、」

一病氣等之節、醫者之儀申出ぬハ、郡奉行江相達ぬ様、

右之趣、附添罷越ぬ者共江申付ぬ様、御取斗可有之ぬ旨、大目付へ申遣之、」

一今晚七ツ時於評定所大目付申渡之御用有之ぬ間、大組諸手足輕」之内四人同所江相詰、御目付承合相動ぬ様、御申付可有之旨、大組諸手物頭江」^(四八才)申遣之、

尚々右四人之内、二人ハ御印羽織着用棒持セ、二人旅支度

ニ而相詰ぬ様、」

一今晚七ツ時於評定所、各并御目付申渡御用有之ぬ間、附添御徒目付」二人、足輕目付三人、同所江相詰、御目付承合ぬ様、

御申付可有之旨、大目付へ」申遣之、

尚々右之内御徒目付者人、足輕目付二人ハ、旅支度ニ而相詰ぬ様、御申付」可有之ぬ、

一町同心四人内二人ハ旅支度ニ而相詰ぬ様、町奉行江申遣之、

一御用之儀有之ぬ間、森内左兵衛儀今晚七ツ時評定所江相詰ぬ様、尤其節」御自分并是迄之番人路次附添相詰ぬ様、駕籠之儀ハ勘定奉行」可被申合ぬ、

一左兵衛刀脇差、封印之假ニ而小人ニ持セ、御徒目付足輕目付附添ぬ而評定」所江持參、御目付へ承合ぬ様、可被申通旨、

附添野呂直衛へ申遣之、」

一於御用人須藤五郎大夫宅申渡之覺

豊 嶋 兼 藏

森内左兵衛儀、重キ無調法ニ付、知行被召上、川原平村江牢居被仰付」ぬ間、家屋敷御取上、家財妻子江被下置ぬ間、

親類江引取ぬ様被」仰付之、

以手紙致啓上ぬ、御用之儀有之ぬ間、豊嶋兼藏儀今晚八ツ時過」私宅江相詰ぬ様可被仰付旨、御馬廻組頭山田剛太郎江申遣之、」

料

〔三八〇九〕
一文化六年十二月五日森内左兵衛年居 御免被仰付、戸田久太

郎へ御預、〔三八一三〕他出差留、左兵衛生涯之内、久太郎江三人扶持

被下置、文化十年九月〔三八一三〕廿二日他出差留 御免被仰付之、
〔四八ウ〕

資

〔三八一〇〕
231文化七年正月十八日

一四奉行申出、是迄 御目見以上并御給人罪科御座の旨被及

御一聞、番人附之上頭方御僉議被仰付の而も及白状不申の節

ハ、私共ニ而一口聞詮議方被仰付、右之内 御目見以下之

分ハ、當人及白状不申の而も疑敷相聞得の分者、兼而揚屋

入之上御僉議方被仰付罷有の得共、〔四九オ〕御目見以上之族ハ、當

人及白状不申内者、揚屋入之上御僉議申上の先例無御座の、

然処 御目見以上之族ニ而も、私共ニ而口聞詮議之上及白

状の節ハ、其罪科ニ寄、直ニ揚屋入被仰付の而者出奔之程難

斗、猶又宿元江相返の而者如何様之取巧仕の哉、難斗族も

可有御座哉ニ奉存、隨而以來 御目見以上之族ニ而も、

罪科有之、私共ニ而口聞詮議之節〔四九カ〕及白状の分ハ、其族ニ寄、

私共ニ而直ニ揚屋入申付、其旨御達申上の様被仰付の様、

一御目見以上之族、罪科有之、新屋敷御長屋江押籠メ、番人

付被仰付の分、并當人及白状、揚屋入被仰付の節ハ、途中
駕籠ニ乗セ、町同心ニ附添、大小ハ渋紙包ニ致シ持セ來りの

得共、宿元ニ而番人附被仰付の族、私共ニ而詮議之節、途

中番人附添の迄ニ而、詮議之節大小取押不申、尚又口聞詮

議之節、両目付詰合無御座の、隨而以來四奉行口聞詮議御一

座の節、両目付之内老人詰合被仰付、御詮議之族詮議席江相

詰の節、詰合之役筋ニ而大小取押、詮議方相濟、帰宅之節、

大小相渡の様、被仰付度儀、伺之通書付ニ而申遣之、

〔三八一〇〕
232文化八年二月廿日

一木村武五郎伯父権市儀、御僉議之筋有之の間、町同心手ニ而

召捕、揚屋入被仰付の間、夫々早速可被申付、尤頭方

御用状同人江相廻り不申内、町同心差向、取逃不申の様、

手配早々可被申付旨、町奉行江申遣之、

一右権市儀、御尋之御用有之の間、町同心手ニ而早速召捕、揚

屋入被仰付旨、御留守居組頭江申遣之、

233文化八年五月朔日

一御徒石郷岡嘉藤太儀、去十二月御尋之筋有之、揚屋入申付の

得とも、此節揚屋出之上、御詮議中他出差留、急度慎申付

旨、御徒頭并一町奉行江申遣之、

一同二日、右揚屋出ニ付、同人大小、足輕目付封印切ノ上、同

人江相渡の様、伺之通り、

234文化八年五月十七日

一 勘定奉行申出、諸手足輕坂本十藏并蔦加勢掃除小人雷八儀、入」牢被仰付〔給〕ニ付、御紛當月渡々御差留旨、承届レ、

235〔二八三〕文化九年十月三日

一 四奉行申出、石鄉村兵助、去八月十七日平賀組之者共大勢居士村江押」寄、同所詰合山役人手込ニ打擲致シ、其上色々不法有之節、右前日、」自分頭取之上、原田村助之丞申合、村々江似セ廻文差出、右躰」之儀有之趣、相聞得、御僉議之処、相違無之旨、及白状、重罪之者ニ付、」急度可被仰付レ得共、格段御沙汰を以、日数五百日牢居之上、追而御」片付方被仰付レ様、左ハハ、於牢前牢奉行申渡之上、日数相済」ハハ、十日前断申出、其節鞭刑追放之儀、可申上旨申出之、石鄉村」兵助御片付之儀、原田村助之丞御片付、臨時出格之刑律ニ付、」右之振合を以、兵助加等ニ至リ〔四九ウ〕ハハ、不相當之御片付ニ相成ハ間、」右兵助事、原田村助之丞同等之徒壹年半牢居鞭三十、」其外各沙汰之通被仰付

旨、四奉行江被仰付之、

236〔二八三〕文化十年十一月廿六日

永之御暇之上入牢御取扱

一 御用之儀有之ハ間、野呂善八儀、今晚七ツ時評定所江相詰ハ様、此旨」可被申付、以上、

御武具奉行中

高杉左兵衛

尚々、是迄之番人并足輕目付途中附添申付、此旨申入、

一 野呂善八儀、御用之儀有之ハ間、今晚七ツ時評定所江相詰ハ様被仰付ハ間、」是迄之番人途中附添申付、此旨御申付可有之ハ、以上、

大組
諸手
物頭中

高杉左兵衛

一 野呂善八儀、御用之儀有之ハ間、今晚七ツ時評定所江相詰ハ様被仰付ハ間、」是迄之番人并足輕目付途中附添申付、此旨御申付可有之ハ、以上、

大目付中

高杉左兵衛

一 今晚七ツ時於評定所大目付申渡之御用有之ハ間、各出座可有之ハ、」尤先格之通諸事差支無之様可被申付、以上、

四奉行中

高杉左兵衛

料 一今晚七ツ時於評定所各申渡之御用有之由間、御徒目付足輕目

付」欠所立合共、同所江相詰、御目付承合由様、此旨御申付可有之由、以上、」

資 大目付中 高杉左兵衛〔五〇乙〕

一今晚七ツ時於評定所大目付申渡之御用有之由間、前々之通り各」出座可有之由、以上、

御目付中 高杉左兵衛

一今晚七ツ時於評定所申渡御用有之由間、家番足輕兩人同所江相詰、」作事奉行承合相動由様、此旨御申付可有之由、以上、」

大組物頭中 諸手 高杉左兵衛

一今晚七ツ時於評定所大目付申渡御用有之由間、各内同所江相詰、御目付」承合可被相動由、以上、

作事奉行中 高杉左兵衛

但屋敷奉行有之節ハ、右之趣ニ而屋敷奉行江被仰付之、

一申談由御用有之由間、各内老人、只今私宅江御越可有之由、以上、」

大目付中 高杉左兵衛

但申渡書相渡由ニ付テナリ、御目付申渡之節、右同断、

一今晚七ツ時於評定所、大目付申渡之上、入牢之者有之由、今晚夜ニ入」由ハ、揚屋江入置、明日入牢可被申付由、其外共差支無之様可被申付由、以上、」

町奉行中 高杉左兵衛

一今晚七時於評定所大目付申渡御用有之由間、欠所奉行同所江相詰、御」目付承合由様相動由様可被申付由、以上、

勘定奉行中 高杉左兵衛〔五〇乙〕

一於評定所大目付申渡之覺 御中小性格御武藏下役野呂善八其方儀、御武具藏御規教金引擔取扱御武器出來之内、未出來無之品を、以前出來由品と繰替差出見分を受由旨相聞得、

段々御僉議之処、不納之御武器代金迄引合不申、奉行并同役を相欺、奸曲之致方言語同断不屈之者ニ付、活命難被仰

付者ニ由得共、格段以 御憐愍、身上被召上、家財欠所、生涯入牢」被仰付之、

申渡 大目付

出座 四奉行

御目付

兩目付

町同心

附添 足輕目付

町同心

右申渡相済の旨、大目付方申出の所ニ而、

以手紙啓上仕、今晩於評定所、大目付申渡御用、只今相済

の旨申出、此段申上、以上、

津 頼母様

高杉左兵衛

〔五一オ〕

〔一三〕 取退無盡御法度之部

〔七六四〕
237 明和元年申年

一 公義御書付之写左之通

取退無尽と号シ、三笠博奕同然之儀有之由、相聞得ニ付、

停」止之旨前々相觸の通処、今以不相止、近頃ハ寺社建立講

又ハ品々」之講と名附、取退無尽致シルニ付、右當人共相願

の分ハ召捕、「此度御仕置申付、向後右林之儀有之由者、

武士方寺社方在方」共ニ遂吟味、當人ハ不申及、地主家主五

人組名主一町内之者共」さて、三笠博奕同前ニ咎可申付の

条、常々心懸吟味致シ、「疑敷者於有之ハ、早々可訴出、

右之通、寛保元酉年相觸の由、年久敷相成、若可致忘却哉ニ

付、「猶又觸置の由、急度可相守、

右之通可被相觸、以上、

〔八二四〕
238 文化十一年四月十二日

一 町奉行申出、勘定奉行附紙申出、取退頼母子相企の者

御座」のニ付、御メ合不宜、猶又多分在方之者入加、農業差

障」付、「御差留之上、是迄廻ニ當リは若江相懸の錢高ハ差

引相立、残」錢取調、加入之者共江相返の由、被仰付度旨、

郡奉行申出之通」被仰付の所、別紙之通、取退頼母子相企の

者無御座の旨、尤右ニ類シの講相企の者、當町中ニ百六十六

人ニ而、二十六講有之旨申出、然ハ右講之儀も、取退頼

母子之事ニ而、名目違而已之儀ニ」御座の由、今以相止不申

旨、甚御メ合不宜の由、御郡内一統」嚴敷御停止被仰付、右

林之儀相企の者共、町奉行ニ而急度」呵置の由、被仰付の由、

申出之通、

239 文化十一年五月十八日

一 取退無尽之儀ハ、從 公義御停止被仰付の由、去年來所々ニ而

右無」尽企の旨相聞得ニ付、先頃御停止被仰付、然処右

講中之者」とも返済方可申受旨、會主江罷越、色々不法之儀

共申募」もの有之由相聞得、不屈之事ニ由、右之儀ハ御沙

料

汰之上片付被_レ仰付_レ間、右御沙汰済無之内、若心得違之者有之_レハ、急度_一御糺可被_レ仰付_レ間、御家中召仕之者并寺社町在九浦之者江_一不洩様可被_レ申觸_レ以上、〔五二才〕

資

〔一四〕 丹後者御制禁之部

240〔二八三〕
文化十年九月五日

一頃日天氣打續不正ニ付、丹後者入込_レ儀難斗_レ間、船手并宿等も致_レ食議、居合_レハ、早速送返_レ様、浦々町奉行郡奉行_一町奉行寺社奉行江申遣之、芝居并乞喰手をも食議_レ様、猶又黒石江も申遣_レ様、町奉行江申遣之、

〔一五〕 銅鉛山苦之部〔使脱〕

241〔二七九七〕
寛政九年十二月九日

一四奉行申出_レ、御刑法之内、徒刑ハ是迄被_レ行_レ儀無御座_レ故、銅鉛山_一江送遣_レ而も、兼而被_レ仰付_レ無御座_レ而ハ、山方役人ニ而引受方并苦役_一之仕方をも存申間敷_レ間、左之通、

覺

御刑罰之者、其罪ニ寄、徒刑被_レ行、銅鉛山江送遣_レ者、同所

懸り役_一人ニ而受取、臺所中間ニ致シ、無給錢賄斗ニ而召使_レ様、尤一年の者ハ_一期年、一年半之者ハ十八ヶ月、二年ノ者ハ廿四ヶ月ニ至_レハ、山方懸り_一役人友、苦使相濟_レ儀を限月之前月_{〔七〕}断申出_レ様、
右之趣、兼而山奉行江被_レ仰付置_レ様、此段申上旨申出、沙汰之通申付旨、_一山奉行江申遣之、

242〔二八〇九〕
文化六年六月十二日

一明十三日於取上御仕置場、御徒目付申渡、別紙差越_レ、前々之通申渡_一様、尤出座并附添足撃目付共、郡奉行町奉行山奉行承合_レ様、此旨_一共御申付可有之旨、大目付へ申遣之、尚々家財欠所申付_レ者有之_レ間、欠所立合目付共、郡奉行承合_一様、御申付可有之_レ、

一明十三日、牢舍之内富田町長次郎子久米吉、柏木組〔梅〕柏田村久五郎_一儀、出牢之上、於取上御仕置場、御徒目付申渡之上、
〔五三才〕
鞭刑被_レ行、_一尾太銅山ニ而苦使申付_レ間、先格之通諸事差支無之様可被_レ申付旨、_一町奉行江申遣之、

尚々建札案文ニ通差越_レ、

一明十三日、牢舍之内梅田村久五郎儀、於取上御仕置場、御徒目付申_一渡、鞭刑被_レ行、尾太銅山ニ而壹年半苦使申付、家屋

敷田畑井」小賣酒家業御取放、家財欠所申付の由、町奉行山奉行申合、前々之「通差支無之様可被申付、兩目付之儀ハ各承合の様可申付旨、郡」奉行江申遣之、

一明十三日、牢舎之内富田町長次郎子久米吉、柏木組梅田村久五郎儀、「於取上御仕置場、御徒目付申渡之上、鞭刑ニ被行、太尾銅山^{〔マ、〕}よて、「久米吉二年、久五郎志年半苦使申付の間、同所懸役ニ而受取、仕方等之」儀、先格之通可被申付、猶郡奉行町奉行申合、差支無之様、兩目付之儀ハ」各承合の様申付の旨、山奉行江申遣之、

同廿三日

一於取上御仕置場御徒目付申渡之覚

富田町長次郎子
牢舎之内 久米吉

我儀、當三月兩親共乱心ニ相成、町内火花をちらし、其上先年「夫婦共盗人之宿致の儀、并所々江盜ニ入のニ付、當人牢舎ニ被」仰付度、左も無之のハ、人足附置被成、孝行之男子有之の間、此者「附置被成被仰付度旨、町年寄宅江両度、富田町月行事方江両度、「張紙致の趣相聞得、余議之処、兩親之呵を受、夫婦共家出致」のニ付、親之無キ

悪事ヲ書入張紙致、親入牢ニも相成のハ、宿元江立帰「安居可致存念ニ而、心得違仕の段、及白状の、然ハ親ニ悪事有之の而」茂、諸事押隠、諫言等可申聞人情ニ有之處、無罪親ヲ入牢為致の」様、張紙致の儀、不孝之罪難遁、言語道断、不届至極之者ニ付、活「命難被仰付者ニ有之の得共、親長次郎願ニ寄、格段之以」御憐愍、鞭刑三十鞭被行、尾太銅山江差遣、二ヶ年之間「苦使被仰付之、

申渡御徒目付 出座足輕目付 町同心警固 町同心
鞭取 繩取」 附添足輕同心 町同心

建札案文左之通、

富田町長次郎子
久米吉

此もの儀、無罪親を入牢ニ為致の様、張紙いたし、不孝之者ニ付、「鞭刑ニ行ふ者也、

己六月

同日

一於同所御徒目付申渡之覚

柏木組梅田村
牢舎之内 久五郎

我儀、去十一月同村代庄屋嘉茂助申合、村方御收納過取立
 いたし、「其上御收納似セ手形取扱、手形改之節差出、尚
 又御檢見御檢」地引ケ石色々手段致、御收納似セ手形二十
 二枚江押〔五四才〕ハ割印ハ自分ハ彫刻之似セ印形之趣共相聞得、御
 代官食議之節相違無之旨」申分之処、先頃於牢前食議之
 処、外々〔廿〕在方ニ而食議之節」申分之通ニ有之由得共、割
 印之儀ハ自分刻彫不致由得共、嘉茂助」出奔ニ付、申訳
 難相立旨申分有之由、然ハ村役之儀ハ諸事潔」白ニ致、御
 取箇之儀ハ別而大切ニ取扱可致処、嘉茂助申合、右衿」手
 段取巧由儀、言語同断不屈至極之者ニ付、鞭刑三十鞭被」
 行、尾太銅山江差遣、老年半苦使申付、家屋敷田畑并小
 賣」酒家業御取上ケ、家財欠所被仰付之、

申渡 附添 出座共右同断
 建札案内左之通

此者儀、十一月同村代庄屋嘉茂助申合、村方御收納過取立
 いたし、「其上御收納似セ手形取扱、不屈之者ニ付、鞭刑
 ニ行ふ者也、」

243 〔八二一〕
 文化八年十一月七日

一山奉行申出由、四奉行沙汰申出由ハ、尾太銅鉛山并湯野沢鉛

山ニ苦使」之者御預之儀、以來 御免被仰付度旨、山奉行申
 出、書付被成御渡、「吟味仕由処、右両山江苦使之者被遣、
 御賄被下置罷有由処、大衿ハ出奔、「追懸人旁ニ而御物入殊
 ニ騒々敷、かね山の儀ハ吉左右を祈メ付、「苦使之者ハ第一
 出方之傍ニ相成由旨、然ハ苦役之儀寛政」八年御刑法帳御改
 之節被仰付罷有由処、御預御免之儀」申出之、隨而以來苦
 役御止之上、苦役代リ入牢之日限、左之通、」

- 一 徒刑半年ニ相當由者 牢舎日數 百日
- 一 同 老年ニ相當由者 同 二百日
- 一 同 老年半ニ相當由者 同 三百日
- 一 同 老年ニ相當由者 同 五百日
- 但徒刑二年ニ相當由者、四百日之牢居ニ被仰付由得ハ、前
 書段取ニ」相當由得共、徒刑二年之者ハ、死罪之代リ徒刑
 被仰付由故、牢居」之日數一等同増申由、
- 右之通御定被仰付様、左由ハ、以來徒刑ニ相當由者御座由
 節、其」度々沙汰仕可申上旨、是迄苦使之者御預之外、以來
 御止被 仰」付旨、山奉行江被仰付由様、沙汰仕、則御渡書
 付相添、此段申上旨申出、「四奉行沙汰之通、山奉行江も
 申遣之、」

244 文化九年十一月九日

一 御刑法もの苦使代り牢居日数、昨年十一月各沙汰之通、半年、「一」年、老年半、「二」年限之日数、百日、二百日、三百日、五百日之事ニ由ル処、「三」年限ニ而濟書付相下ケル得ハ、日数出入有之趣、含違之族も有之旨、「四」不心得之事ニ由ル間、以來左様無之様、此旨申入ル旨、四奉行江申遣之、「五」五五才

〔二六〕 乞食手江相下候部

245 文化六年六月十二日

一 牢舎之内、高杉組十面沢村小右衛門弟左京儀、於弘前町端、御徒目付申渡、乞食手江相下ケル間、町同心警固并町同心附添、「一」町同心等前々之通可被申付ル、「二」両目付之儀ハ各承合ル様申付旨、町奉行江申遣之、

一 牢舎之内、十面沢村小右衛門弟左京儀、弘前於町端御徒目付申渡、「一」乞食手江相下ケル様申付ル、町奉行申合差支無之様可被申付ル、「二」両目付之儀ハ各承合ル様申付ル旨、郡奉行江申遣之、「三」

同十三日

一 於弘前町端御徒目付申渡之覽

高杉組十面沢村小右衛門弟

牢舎之内 左 京

我儀、去夏流木似セ手形取拵、所々江賣拂ルニ付、鞭刑ニ被行ル上、兄「一」小右衛門江永ク御預、居村之外徘徊堅ク御差留申付ル処、其後「二」和徳町甲刃屋伊兵衛江流木似セ手形二枚賣拂ル趣、相聞得「三」ル間、急度押込置ル様申付ル処、出奔之旨申出、段々僉議之処、「四」百沢村ニ而見當、召捕入牢被仰付、僉議之処、伊兵衛へ流木手「五」形遣ル儀、相違無之旨、宿元出奔之儀、在方社家ニ被雇、所々徘徊致「六」罷有ル旨、申分ニ由ル、然ハ毎度御取扱ニ相成ル身分も不願、御政道「七」筋不相守、上を蔑ニ致、不届至極之者ニ付、乞食手江相下ケル様「八」申付之、

申渡御徒目付 出座足輕目付 町同心警固 町同心
但シ乞食手江相下ケル者ニハ、附添足輕目付町同心無之、「一」

246 同年十二月廿五日

一 於弘前町端御徒目付申渡之覽

五幾形村出生無宿

牢舎之内 己 之

我儀、九月十日之夜、黒石横町福土屋茂右衛門方江忍入、木綿并綿「一」盗取、梅田村金五郎方ニ而見當、搦捕、右

料

資

盜品取返し得共、不足」有之旨、尚亦當四月金五郎方江持
 參之上賣拂し木綿、「何方も盜取し儀共食議之処、右木綿
 八南部脇之沢も盜」取し旨申出し、然ハ我親病死後、母儀
 居村四五右衛門方江我召連、後」妻ニ入し処、致出奔、所
 々流浪之上、右躰盜徒致シ、不届至極」之者ニ付、鞭刑三
 十鞭被行、乞食手へ相下ケし様申付之、」
 但諸事取扱、右同断、

〔五六才〕

〔一七〕 大赦取扱之部

247〔二八〕
文化八年十月廿一日

一明廿二日於報恩寺、大赦之もの申渡御用有之の間、両目付同
 寺江」相話し様、尤牢舎之内耆人、同寺江引連參、行列之
 内、御徒目付」先格之通罷出し様、此旨御申付可有之し、以
 上、」

大目付中

楠美 莊司

一明廿二日於報恩寺大赦之もの同寺申渡御用有之の間、各内耆
 人」同寺へ可被相話し、以上、

御目付中

楠美 莊司

一明廿二日於報恩寺大赦被仰付しもの、同寺申渡御用有之の間、

張」番、大組諸手足輕之内、前々之通御申付可有之し、以
 上、」

大組
諸手物頭中

楠美 莊司

一當六月 〔報恩寺明〕 體孝院様廿一回 御忌御法事ニ付、大赦被仰付しも
 のとも、「報恩寺申渡書付老通差越の間、明廿二日申渡し様、
 右之内、弘」前并居町徘徊 御免之者共之儀ハ、右願差出し
 諸寺院江、報」恩寺々夫々申通し様、可被申通し、尤申渡
 之節、各内耆人前々之通」同寺へ可被相話し、以上、〔五六才〕

寺社奉行中

楠美 莊司

覺

當六月 體孝院様廿一回 御忌御法事ニ付、大赦被仰付し者
 共、」左之通、

何町之誰

何村之誰

右之者共、牢居 御免被仰付之、

何町之誰

何村之誰

何村之誰

右何人之者共、弘前并居町居村徘徊御免被 仰付之、

十月廿二日

但三好杉原横折ニ認之、上包みの紙打懸、大赦と書之、

一當六月 體孝院様御法事ニ付大赦、牢舎之内、大赦被仰付
者」式人有之ハ間、則申渡書付尙通差越ハ、明廿二日於牢前
御徒」目付申渡ハ様、此旨御申付可有之ハ、以上、

大目付中

楠美 莊司

覺

當六月御法事ニ付、大赦被仰付ハ者共、左之通、

工藤和次郎

藤田 源藏

右之者共儀、出牢被仰付之、尤弘前徘徊御差留被仰付之、

但上半切江認之、

〔五七オ〕

一當六月 御法事ニ付、明廿二日牢舎之内、工藤和次郎、藤田
源藏」儀、於牢前、御徒目付申渡之上、出牢被仰付ハ、尤弘
前徘徊」御差留被仰付ハ間、其節出座牢奉行并附添町同心等
之儀、一前々之通可被申付ハ、以上、

町奉行中

楠美 莊司

尚々御徒目付之儀、各承合ハ様申付之、

〔五七ウ〕

執筆者紹介

長谷川 正安	大阪経済法科大学	教授(憲法)
西牧 駒藏	同	助教授(民法)
紙野 健二	同	助教授(英米法)
佐藤 雅美	同	専任講師(刑法)
岩村 等	同	助教授(近代法制史)
橋本 久	同	助教授(日本法制史)

(執筆順)